

参 考 资 料

---



# 1 県税の税率等の推移

## (1) 県民税, 事業税, 不動産取得税, 道府県たばこ税

税目		年度		25	26	27	28	29	30		
		25	26								
道府県民税	個人	個人	個人					(創設) 均等割 年 100 円 所得割 所得税の 5%			
				法人	法人					(創設) 均等割 年 600 円 法人税割 法人税額の 5%	法人税割 5.4%
						利子割					
	事業税	個人	事業主 控除等	免税点 25,000 円		基礎控除 年 38,000 円	基礎控除 年 50,000 円	基礎控除 年 70,000 円	基礎控除 年 100,000 円		
			税率	第 1 種事業 12% 第 2 種事業 8% 特別所得税 第 1 種業務 6.4% 第 2 種業務 8%				第 1 種事業 8% 第 2 種事業及び第 3 種事業 6% 助産婦業等 4%			
		人	その他					特別所得税を事業税 第 3 種事業とした。			
	業 税	法人	税率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.6%				普通法人 年 50 万円以下 10% 年 50 万円超及び清算 所得 12% 収入金額課税法人 1.5%			
			人	その他		申告 納付 制度 採用			生命保険事業を収入 金額課税とし、運送 業(鉄・軌道事業を 除く。)を所得課税と した。	損害保険事業を収入金額 課税とした。	
	税	不動産取得税							(創設) 税率 3%	(免税点) 土地 1 万円 家屋(建築) 10 万円 家屋(その他) 5 万円	
		道府県 たばこ税 〔道府県たばこ 消費税〕							(創設) 税率 $\frac{5}{115}$		

31	32	33	34	35	36	37	38	39
所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%			所得割 150万円以下 2% 150万円超 4%		
基礎控除 年 120,000円			基礎控除 年 200,000円		事業主控除と 名称変更			事業主控除 年 220,000円
	第1種事業課税所得 年 50万円以下 6% 年 50万円超 8%					第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%		
	普通法人 年 50万円以下 8% 年 100万円以下 10% 年 100万円超及び 清算所得 12%		普通法人 年 50万円以下 7% 年 100万円以下 8% 年 200万円以下 10% 年 200万円超及び清 算所得 12% 特別法人 年 50万円以下 7% 年 50万円超及び清 算所得 8%			普通法人 年 100万円以下 6% 年 200万円以下 9% 年 200万円超及び清 算所得 12% 特別法人 年 100万円以下 6% 年 100万円超及び清 算所得 8%		普通法人 年 150万円以下 6% 年 300万円以下 9% 年 300万円超及び清 算所得 12% 特別法人 年 150万円以下 6% 年 150万円超及び清 算所得 8%
	地方鉄・軌道事業 を所得課税とした。							
								(免税点) 土地 5万円 家屋(建築) 15万円 家屋(その他) 8万円
税率 8%						税率 9% 課税標準の改正		

40	41	42	43	44	45	46	47
	分割課税に係る 所得割は当分の 間算出税額の 90%						
法人税割 5.5%	法人税割 5.8%	均等割 (7)資本の金額又 は出資金額が 1,000万円以 下の法人等 年 600円 (4)資本の金額又 は出資金額が 1,000万円を 超える法人 年 1,000円			法人税割 5.6%		
事業主控除 年 240,000円	事業主控除 年 250,000円	事業主控除 年 270,000円			事業主控除 年 320,000円	事業主控除 年 360,000円	事業主控除 年 600,000円
				専業専従者控 除に完全給与 制採用			
	農業組合法人の 行う農業は非課 税						
		税率 10.3%					

48	49	50	51	52
			均等割 年 300 円	
	法人税割 5.2%	法人税割 (中小法人等については 5.2%)  (特例条例)	均等割 (7) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超える法人 (公共法人, 公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。以下 (i) の法人について同じ。) 及び保険業法に規定する相互会社 年 6,000 円 (i) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年 3,000 円 (ii) (7) 及び (i) の法人以外の法人等 年 1,800 円	均等割 (7) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超える法人 (公共法人, 公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。以下 (i) の法人について同じ。) 及び保険業法に規定する相互会社 年 20,000 円 (i) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年 6,000 円 (ii) (7) 及び (i) の法人以外の法人等 年 2,000 円
事業主控除 年 800,000 円	事業主控除 年 1,500,000 円	事業主控除 年 1,800,000 円	事業主控除 年 2,000,000 円	事業主控除 年 2,200,000 円
	普通法人 年 300 万円以下 6% 年 600 万円以下 9% 年 600 万円超及び清算所得 12% 特別法人 年 300 万円以下 6% 年 300 万円超及び清算所得 8%	普通法人 年 350 万円以下 6% 年 700 万円以下 9% 年 700 万円超及び清算所得 12% 特別法人 年 350 万円以下 6% 年 350 万円超及び清算所得 8%		
(免税点) 土地 10 万円 家屋 (建築) 23 万円 家屋 (その他) 12 万円				

53	54	55	56
		均等割 年 500 円	
均等割 (7) 資本の金額又は出資金額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として政令で定めるところにより算定した金額。以下(イ)から(エ)において同じ。）が 50 億円を超える法人 年 200,000 円 (イ) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え 50 億円以下である法人 年 100,000 円 (ロ) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下である法人 年 20,000 円 (ハ) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下である法人 年 6,000 円 (ニ) (7)～(エ)の法人以外の法人等 年 2,000 円			法人税割 6.0% (中小法人等については 5.0%) (特例条例 56. 8. 1 施行)
			税率 4% (7月1日から) ・昭和 56 年 1 月 1 日前に住宅以外の家屋の新築工事に着手した者が、その家屋を昭和 57 年 12 月 31 日までに取得した場合 ・昭和 61 年 6 月 30 日までに住宅を取得した場合 } は 3%

57	58	59	60	61
			均等割 年 700 円	
	均等割 (ア) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 300,000 円 (イ) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 200,000 円 (ウ) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 40,000 円 (エ) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 12,000 円 (オ) (ア)から(エ)の法人以外の法人等 年 4,000 円	均等割 (ア) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 750,000 円 (イ) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 500,000 円 (ウ) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 100,000 円 (エ) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 30,000 円 (オ) (ア)から(エ)の法人以外の法人等 年 10,000 円		
			事業主控除 年 2,400,000 円	
				住宅を取得した場合の税率の特例措置を昭和 64 年 6 月 30 日まで延長
			税率 従価格 8.1% 従量割 1,000 本につき 200 円	特例税率 (61. 5. 1～61. 3. 31 の間) 従量税 1,000 本につき 360 円

62	63	元	2	3	4	5
	所得割 130万円以下 2% 130万円超 3% 260万円超 4%	所得割 500万円以下 2% 500万円超 4%		所得割 550万円以下 2% 550万円超 4%		
			法人税割 5.8% (中小法人等については5.0%) (特例条例)			
	(創設) 税率 5%					
						事業主控除 年 2,700,000円
		住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成4年6月30日まで延長			住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成7年6月30日まで延長	
適用期限の延長 63. 3. 31まで	適用期限の延長 64. 3. 31まで	県たばこ税に名称変更 1,000本につき 1,129円				

6	7	8	9	10
	所得割 700万円以下 2% 700万円超 4%	均等割 年 1,000 円	所得割 700万円以下 2% 700万円超 3%	
均等割 標準税率 (ア) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 800,000 円 (イ) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 540,000 円 (ウ) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 130,000 円 (エ) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 50,000 円 (オ) (ア)から(エ)の法人以外の法人等 年 20,000 円				
				普通法人 年 400 万円以下 5.6% 年 800 万円以下 8.4% 年 800 万円超及び清算所得 11% 特別法人 年 400 万円以下 5.6% 年 400 万円超及び清算所得 7.5%
	住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成 10 年 6 月 30 日まで延長			住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成 13 年 6 月 30 日まで延長
			1,000 本につき 692 円 (3 級品については 329 円)	

11	12	13	14
所得割 個人住民税の所得割の15%（4万円を上限とする。）の額を税額から控除する定率減税			
事業主控除 年 2,900,000 円			
普通法人 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超及び清算所得 9.6% 特別法人 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超及び清算所得 6.6% 収入金額課税法人 1.3%		(1) 収入金額課税法人 1.3% (2) 特定信託の受託者である信託業を行う法人（普通法人） 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超 9.6% 各特定信託の各計算期間の所得 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超 9.6% 清算所得 9.6% (特別法人) 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 6.6%	各特定信託の各計算期間の所得 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 6.6% 清算所得 6.6% (3) その他の事業を行う法人（普通法人） 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超 9.6% 清算所得 9.6% (特別法人) 各事業年度の所得 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 6.6% 清算所得 6.6%
		住宅を取得した場合の税率の特例措置を平成 16 年 6 月 30 日まで延長	
1,000 本につき 868 円 (3 級品については 413 円) (5 月 1 日以降)			

15	16	17	18
(創設) 配当割 3% (平成 20 年 4 月 1 日以降 5%) 株式等譲渡所得割 3% (平成 20 年 4 月 1 日以降 5%)			
	外形標準課税 ・所得割 各事業年度の所得 年 400 万円以下…3.8% 年 800 万円以下…5.5% 年 800 万円超 …7.2% ・付加価値割 ……0.48% ・資本割……0.2% ※外形標準課税の対象でない法人は従前どおり。		
	資本金が 1 億円を超える普通法人に外形標準課税を導入。		
税率 3% (本則税率は 4%) (平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに不動産を取得した場合)			○住宅又は土地 税率 3% (平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までに取得した場合) ○住宅以外の家屋 税率 3.5% (平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までに取得した場合)
1,000 本につき 969 円 (3 級品については 461 円) (7 月 1 日以降)			1,000 本につき 1,074 円 (3 級品については 511 円) (7 月 1 日以降)

19	20	21
均等割 年 1,500 円 (ひろしまの森づくり県民税条例) 所得割 一律 4% 定率減税の廃止		所得割・株式等譲渡所得割の軽減税率(3%) の延長 (平成 21 年 1 月 1 日 ~平成 23 年 12 月 31 日)
均等割 (ア) 資本金等の額が 5 0 億円を超える法人 年額 840,000 円 (イ) 資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 567,000 円 (ウ) 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 136,500 円 (エ) 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 52,500 円 (オ) (ア) から (エ) の法人以外の法人等 年額 21,000 円  (ひろしまの森づくり県民税条例)		
	○外形標準課税の対象とならない法人 ・所得割 [普通法人] 年 400 万円以下…2.7% 年 800 万円以下…4.0% 年 800 万円超及び清算所得…5.3% [特別法人] 年 400 万円以下…2.7% 年 400 万円超及び清算所得…3.6% ・収入割 0.7% ○外形標準課税の対象となる法人 年 400 万円以下…1.5% 年 800 万円以下…2.2% 年 800 万円超及び清算所得…2.9%  【平成 20 年 10 月 1 日以降に開始する事業年 度から適用 (地方法人特別税 (国税) の創設)】	
	税率 4% (平成 20 年 4 月 1 日以後に住宅以外の家屋を 取得した場合)	○住宅又は土地 税率 3% (特例の延長) (平成 18 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに取得した場合)

22	23	24	25
	所得割・株式等譲渡所得割の軽減税率(3%)の延長 (平成21年1月1日 ～平成25年12月31日)		
清算所得課税制度廃止 (平成22年10月1日以後、 解散分から適用)		○欠損金繰越控除の2年延長 (7年から9年に) (平成20年4月1日以降終了事業年度発生分) ○繰越欠損金控除限度を80%に制限 (中小法人等を除く) (平成24年4月1日以降開始事業年度から適用)	
		○住宅又は土地 税率 3% (特例の延長) (平成18年4月1日から平成27年3月31日 までに取得した場合)	
1,000本につき1,504円 (3級品については716円) (10月1日以降)			1,000本につき860円 (3級品については411円) (4月1日以降)

26	27	28
<p>東日本大震災からの復興に関し地方公共団体の防災費確保のため均等割税率が 500 円引上げ (平成 26 年度～平成 35 年度)</p>	<p>ふるさと納税の拡充 ・ 特例控除額を個人住民税所得割額の 2 割に引上げ (平成 28 年度以後の個人住民税から適用) ・ ふるさと納税ワンストップ特例制度の導入 (平成 27 年 4 月 1 日以後寄附から適用)</p>	<p>○ 公的年金からの仮特別徴収税額の平準化 ・ 仮特別徴収税額を、前年度分の公的年金等の所得に係る個人住民税の 1/2 に相当する額とする。 (平成 28 年 10 月以降に実施する特別徴収から適用)</p>
<p>法人税割の税率改正 標準税率… 3.2% 制限税率… 4.0% (平成 26 年 10 月 1 日以降開始事業年度から適用) (法人住民税引下げ相当分を地方法人税(国税)として創設)</p>	<p>○ 「資本金等の額」の改正 法人税法第 2 条第 16 号に規定する資本金等の額に無償増資・減資、欠損填補を行った調整後の額とする。 (平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用) ○ 均等割の税率区分の基準の改正 資本金等の額が、資本金及び資本準備金の合算額に満たない場合、資本金等の額は当該合算額とする。 (平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用)</p>	<p>○ 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設</p>
	<p>○ 利子割の納税義務者から法人を除外 (平成 28 年 1 月 1 日以後支払利子等から適用) ○ 特定公社債等の利子等について、利子割の課税対象から除外し、配当割の課税対象とする。 (平成 28 年 1 月 1 日以後支払特定公社債等から適用) ○ 源泉徴収口座内の特定公社債等譲渡所得等を株式等譲渡所得割の課税対象とする。 (平成 28 年 1 月 1 日以後の譲渡所得等に適用)</p>	
<p>○ 法人事業税(所得割及び収入割)の税率改正 資本金 1 億円超の普通法人 年 400 万円以下… 2.2% 年 800 万円以下… 3.2% 年 800 万円超及び清算所得… 4.3% 資本金 1 億円以下の普通法人 年 400 万円以下… 3.4% 年 800 万円以下… 5.1% 年 800 万円超及び清算所得… 6.7% 特別法人 年 400 万円以下… 3.4% 年 400 万円超及び清算所得… 4.6% 電気供給業等収入金… 0.9% ○ 地方法人特別税の税率改正 外形標準課税法人… 67.4% 所得割課税法人… 43.2% 収入金課税法人… 43.2% (平成 26 年 10 月 1 日以降開始事業年度から適用) (地方法人特別税を 1/3 に縮小し、法人事業に還元)</p>	<p>○ 外形標準課税に係る法人事業税・地方法人特別税の税率改正 付加価値割… 0.72% 資本割… 0.3% 所得割… 年 400 万円以下 1.6% 年 800 万円以下 2.3% 年 800 万円超 3.1% 地方法人特別税… 93.5% (平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに開始する事業年度に適用) ○ 資本割の課税標準の改正 資本金等の額が資本金及び資本準備金の合算額に満たない場合、資本金等の額は当該合算額とする。 (平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用) ○ 繰越欠損金控除限度を 65% に制限 (中小法人等を除く) (平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用)</p>	<p>○ 外形標準課税に係る法人事業税・地方法人特別税の税率改正 付加価値割… 1.2% 資本割… 0.5% 所得割… 年 400 万円以下 0.3% 年 800 万円以下 0.5% 年 800 万円超 0.7% 地方法人特別税… 414.2% (平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に適用) ○ 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設 ○ 繰越欠損金控除限度を 60% に制限 (中小法人等を除く) (平成 28 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用)</p>
<p>○ 耐震改修(取得日後 6 ヶ月以内)による基準適合既存住宅に特例措置適用 ○ 特例適用住宅に係る課税標準の特例措置(1300 万控除)の適用期限を 2 年延長 (～平成 28 年 3 月 31 日) ○ 特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を 2 年延長 (～平成 28 年 3 月 31 日)</p>	<p>○ 買取再販に係る不動産取得税の減額措置適用 (～平成 29 年 3 月 31 日) ○ サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例及び土地に係る減額措置の適用期限を 2 年延長 (～平成 29 年 3 月 31 日) ○ 住宅又は土地(特例の延長) 税率 3% (平成 18 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに取得した場合) ○ 宅地評価土地(特例の延長) 価格を 1/2 とする。(～平成 30 年 3 月 31 日)</p>	<p>○ 特例適用住宅用土地に係る減額措置の適用期限を 2 年延長 (～平成 30 年 3 月 31 日) ○ 認定長期優良住宅に係る課税標準の特例(1300 万円控除)を 2 年延長 (～平成 30 年 3 月 31 日)</p>
		<p>3 級品 1,000 本につき 481 円 (4 月 1 日以降)</p>

29	
	個 県
	法 県
	利 子 割
	個 事
	法 事
○買取再販に係る減額措置適用期限を2年延長（～平成31年3月31日） ○サービス付き高齢者向け住宅に係る課税標準の特例及び土地に係る減額措置の適用期限を2年延長（～平成31年3月31日）	不 動 産
3級品1,000本につき551円 （4月1日以降）	た ば こ

(2) ゴルフ場利用税, 特別地方消費税

年度		25	26	27	28	29	30
税目							
道府県	道	(入場税) 第1種の場所 100% 第2種の場所 40% 第3種の施設 100%  ゴルフ場利用税 〔1. 平成元年度名称変更(旧娯楽施設利用税) 2. 地方税としての入場税を含む。〕		(入場税) 税率を従来の1/2に引き下げた。		入場税を国税に移譲し、第3種の施設の利用に対し娯楽施設利用税を課することとした。 (1) 料金課税の税率 舞踊・ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の運動競技の施設利用 10% (2) 外形課税(月額)の税率 ばちんこ場 1台 150円 まあじやん場 1卓 500円 たまつき場 1台 1,000円	
	府						
税	県	芸者等の花代 100% カフェー・バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%		カフェー・バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊(非課税) 10% 大衆食堂等 1人1回 100円以下 1品価格 50円以下		(非課税) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1回 700円	芸者等の花代 30% 花代を伴う遊興飲食 15% カフェー・バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回 500円以下 5% 1人1回 500円超 10% 宿泊 1人1泊 1,000円以下 5% 1人1泊 1,000円超 10% (免税点) 1人1回 200円以下 食券食堂の1品の価格 100円以下 (基礎控除) 1人1泊 500円 公給領収証制度の採用 非課税制度を免税点制度に改めた。
	税	特別地方消費税 〔料理飲食等消費税 遊興飲食税〕					

31	32	33～35	36	37	38～40	41	42～43
	ゴルフ場に対し定額課税を採用した。 1人1日 <p style="text-align: right;">200円</p>		(1) 料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 <p style="text-align: right;">400円</p>	料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 10%		(1) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 <p style="text-align: right;">600円</p> (2) (1)のうちゴルフ場所在市町村に対して1/6交付	
	芸者等の花代・カフェー・バー等 <p style="text-align: right;">15%</p> 宿泊及び上記以外の飲食 <p style="text-align: right;">10%</p> (免税点) 飲食店 1人1回 <p style="text-align: right;">300円以下</p> 食券食堂 1品の価格 <p style="text-align: right;">150円以下</p> 宿泊 1人1泊 <p style="text-align: right;">800円以下</p> (基礎控除) 1人1泊 <p style="text-align: right;">500円</p>		名称を料理飲食等消費税に変更した。 (免税点) 飲食店 1人1回 <p style="text-align: right;">500円以下</p> 食券食堂 1品の価格 <p style="text-align: right;">250円以下</p> 宿泊 1人1泊 <p style="text-align: right;">1,000円以下</p>	(税率) (1) 1人1回の消費金額 3,000円超 <p style="text-align: right;">15%</p> 3,000円以下 <p style="text-align: right;">10%</p> (2) 旅館における宿泊料金(1泊につき2食までの料金を含む。) <p style="text-align: right;">10%</p> (旅館における基礎控除) <p style="text-align: right;">800円</p>		(免税点) 旅館 1人1泊 <p style="text-align: right;">1,200円</p> 飲食店等 1人1回 <p style="text-align: right;">600円</p> チケット制食堂 1品 <p style="text-align: right;">300円</p> (奉仕料控除) 旅館及び飲食店等における特定の奉仕料(料金の10%以下等)は課税標準から控除することとした。	

44	45	46	47	48	49	50
		<p>ボウリング場に対し 外形課税を採用した。 ゴルフ場所在市町村 に対して 1/3 交付</p>	<p>ゴルフ場について は定額税率によっ て課税する。</p>	<p>ゴルフ場（ゴルフ場 に類する施設を含 む。）の税率 1人1日 800円 ゴルフ場所在市町村 に対して 1/2 交付</p>		
<p>(税率) 1人1回の消費金額 の10% (免税点) 旅館 1人1泊 1,600円 飲食店等 1人1回 800円 チケット制食堂 1品 400円</p>		<p>(免税点) 旅館 1人1泊 1,800円 飲食店等 1人1回 900円 チケット制食堂 1品 450円 (基礎控除) 旅館における基礎控 除額 1,000円</p>		<p>(免税点) 旅館 1人1泊 2,400円 飲食店等 1人1回 1,200円 チケット制食堂 1品 600円 (48. 10. 1 施行)</p>	<p>(基礎控除) 旅館における基礎控 除 1,500円 (49. 10. 1 施行)</p>	<p>(免税点) 旅館 1人1泊 3,400円 飲食店等 1,700円 チケット制食堂 1品 850円 (50. 10. 1 施行)</p>

51	52	53	54~56	57	58	59~63	元
	<p>ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。） 1人1日 1,000円</p> <p>外形課税 （月額）の税率 ばちんこ場 1台 250円</p> <p>まあじゃん場 1卓 750円</p> <p>たまつき場 1台 1,200円</p>				<p>ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。） 1人1日 1,100円</p> <p>外形課税 （月額）の税率 ばちんこ場 1台 280円</p> <p>まあじゃん場 1卓 830円</p> <p>たまつき場 1台 1,300円</p>		<p>・ゴルフ場利用税に名称変更 1人1日 800円</p> <p>ゴルフ場所在市町村に対して 7/10交付</p>
	<p>（免税点） 旅館 1人1泊 4,000円</p> <p>飲食店等 2,000円</p> <p>チケット制食堂 1品 1,000円 （52. 10. 1 施行）</p>	<p>（基礎控除） 旅館における基礎控除額 2,000円 （53. 10. 1 施行）</p>		<p>（免税点） 旅館 1人1泊 5,000円</p> <p>飲食店等 2,500円 （58. 1. 1 施行） （チケット制食堂1品1,000円は据え置き）</p>	<p>（旅館における基礎控除） 2,500円 （59. 1. 1 施行）</p>		<p>・特別地方消費税に名称変更 （税率） 3%</p> <p>（免税点） 旅館 1人1泊 10,000円</p> <p>飲食店等 5,000円 （元. 4. 1 施行）</p>

2	3~8	9	10	11	12~14	15	16~29	
						非課税区分を新設  対象者 ・ 年齢 18 歳未満 及び 70 歳以上 の者の利用 ・ 障害者 ・ 国民体育大会 での使用 ・ 学生等の利用		ゴルフ場利用税
(免税点) 旅館 1 人 1 泊 15,000 円 飲食店等 7,500 円 (3. 7. 1 施行)  (交付金) 旅館、飲食店等所 在市町村に対して 1/5 交付		(交付金) 交付金を 1/2		廃止 (12.3.31)				特別地方消費税

(3) 自動車税, 軽油引取税, その他

税目		年度									
		25	26	27	28	29	30	31	32		
道府県	自動車税	普通自動車 自家用 15,000 円 営業用 10,000 円 トラック及び バス 10,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 4,500 円 その他 3,000 円 三輪車 2,000 円 二輪車 1,000 円 軽自動車 500 円			普通自動車 自家用 30,000 円 営業用 14,000 円 トラック 14,000 円 バス 観光用 25,000 円 その他 14,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 7,200 円 その他 4,200 円 三輪車 2,800 円 二輪車 1,400 円 軽自動車 700 円		普通自動車 自家用 120 吋以下 36,000 円 120 吋超 60,000 円 営業用 120 吋以下 15,000 円 120 吋超 30,000 円 トラック 自家用 揮発油 15,000 円 その他 23,000 円 営業用 揮発油 14,000 円 その他 21,000 円 バス 観光用 揮発油 30,000 円 その他 45,000 円 その他 揮発油 14,000 円 その他 21,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000 円 営業用 8,000 円 三輪車 自家用 4,300 円 営業用 3,300 円 二輪車 2,500 円 軽自動車 1,500 円			トラック及び バスにつ いて「揮発 油を燃料と する自動 車」以外の 税率を「揮 発油を燃料 とする自動 車」の標準 税率まで引 き下げた。	
	軽油引取税							(創設) 税率 1キロリッ トル 6,000 円	税率 1キロリッ トル 8,000 円		
	その他	附加価値税が 創設され実施 は昭和 27 年 1 月 1 日からと された。 漁業権税賃貸 料の 10%		附加価値 税の実施 は昭和 28 年 1 月 1 日からと 延期され た。 漁業権税 は廃止さ れた。 狩猟者税 の税率が 改正され た。	附加価値税の 実施は昭和 29 年 1 月 1 日か らと延期され た。 狩猟者税の税 率が改正され た。	附加価値税は廃止され た。		大規模償 却資産に 対する固 定資産税 の特例が 創設され た。			

33	34	35	36	37	38	39	40	41
二輪小型自動車及び軽自動車を市町村税の軽自動車税の課税客体とした。			普通自動車 自家用 3.048メートル以下 36,000円 3.048メートル超 60,000円 営業用 3.048メートル以下 15,000円 3.048メートル超 30,000円 トラック 15,000円 バス 観光用 30,000円 その他 14,000円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 3,800円	小型四輪車 乗用車 自家用 1リットル以下 12,000円 1リットル超 1.5リットル以下 14,000円 1.5リットル超 16,000円 営業用 1リットル以下 6,000円 1リットル超 1.5リットル以下 7,000円 1.5リットル超 8,000円			自家用乗用車 普通車 3.048メートル以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 小型四輪車 1リットル以下 18,000円 1リットル超 21,000円 1.5リットル以下 24,000円 1.5リットル超 24,000円 営業用乗用車 普通車 3.048メートル以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 観光貸切用バス 45,000円	
	税率 1キロリットル 10,400円		税率 1キロリットル 12,500円			税率 1キロリットル 15,000円		
狩猟者税の税率が改正された。					狩猟免許税と目的税である入猟税が創設されこれに伴って狩猟者税は廃止された。			(鉱区税) 石油又は天然ガスの鉱区に対する税率は現行(試掘90円、採掘180円)の2/3に引き下げられた。

42	43	44	45	46	47	48	49	50
					<p>乗車定員 30人以下 11,500円</p> <p>” 30人超 40人以下 14,000円</p> <p>” 40人超 50人以下 16,500円</p> <p>” 50人超 60人以下 19,000円</p> <p>” 60人超 70人以下 21,500円</p> <p>” 70人超 80人以下 24,500円</p> <p>” 80人超 27,500円</p> <p>一般乗合用のもの及びスクールバス</p> <p>乗車定員 30人以下 20,000円</p> <p>” 30人超 40人以下 25,000円</p> <p>” 40人超 50人以下 30,000円</p> <p>” 50人超 60人以下 35,000円</p> <p>” 60人超 70人以下 40,000円</p> <p>” 70人超 80人以下 45,000円</p> <p>” 80人超 50,000円</p> <p>その他</p>		<p>年1回課税となる。</p> <p>納期限 5月31日</p>	<p>従来の税額の10%を加算した税額とする。ただし、次の軽減措置を講ずる。</p> <p>自動車排出ガス</p> <p>次期規制適合車 電気自動車 } 1/2の税額を控除</p> <p>自動車排出ガス</p> <p>当該年度規制適合車 被けん引車 一般乗合用バス } 1/11の税額を控除</p> <p>(特例条例)</p>
	自動車取得税(目的税)が創設され法定外普通税としての自動車取得税が廃止された。税率 3% 免税点 10万円	自動車取得税の免税点 15万円		狩猟免許税及び入猟税の税率が改正された。		自動車取得税 道路運送車両法第41条の規定による自動車排出ガスに係る保安基準に適合する自動車に係る税率は昭和49年3月31日までに取得されたものにあつては100分の1、昭和49年9月30日までの間に取得されたものにあつては100分の2	自動車取得税(免税点) 30万円 (税率) 軽自動車以外の自家用自動車 5% 上記のうち前項年度の基準に適合する自動車 4%	自動車取得税(税率) 道路運送車両法第41条により昭和51年4月1日以降に適用すべきものとして定められる保安基準に適合する自動車で自治省令で定めるものにつき取得が昭和50年4月1日から昭和51年3月31日までのものは100分の2、51年4月1日以降のものは100分の1を税率から控除する。

51	52	53	54
<p>           自家用乗用車            普通車              3.048メートル以下                70,000円              3.048メートル超                117,000円            小型四輪車              1リットル以下                23,500円              1リットル超 1.5リットル以下                27,500円              1.5リットル超                31,500円            営業用乗用車            普通車              3.048メートル以下                26,000円              3.048メートル超                52,000円            小型四輪車              1リットル以下                7,000円              1リットル超 1.5リットル以下                8,000円              1.5リットル超                9,000円         </p> <p>           トラック            自家用              20,000円            営業用              17,500円            バス            自家用              39,000円            一般乗合用              14,000円            その他              34,500円            (条例)         </p> <p>           税額の10%を加算した税額とする。ただし、次の軽減措置を講ずる。         </p> <p>           当該年度規制適合車            被けん引車            一般乗合用バス            営業用トラック         </p> <p> <math>\left. \begin{array}{l} \text{1/11の税額を控除} \end{array} \right\}</math> </p> <p>           次期規制適合車            電気自動車         </p> <p> <math>\left. \begin{array}{l} \text{1/2の税額を控除} \end{array} \right\}</math> </p> <p>(特例条例)</p>		<p>           トラック            最大積載量が8トンを超える被けん引車            ・自家用              8,100円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに4,000円を加算した額            ・営業用              7,100円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに3,600円を加算した額         </p>	<p>           自家用乗用車            普通車              3リットル以下                71,000円              3リットル超                6リットル以下                  77,000円              6リットル超                129,000円            小型四輪車              1リットル以下                25,500円              1リットル超                1.5リットル以下                  30,000円              1.5リットル超                34,500円            営業用乗用車            普通車              3リットル以下                24,000円              3リットル超                6リットル以下                  26,000円              6リットル超                52,000円         </p> <p>           トラック            自家用              22,000円            バス            自家用              42,500円            営業用            一般乗合用のもの以外のもの              36,000円            三輪の小型自動車            自家用              5,500円            (条例)         </p> <p>           税額の10%を加算した税額とする。ただし、次の軽減措置を講ずる。         </p> <p>           当該年度規制適合車            被けん引車            一般乗合用バス            営業用トラック         </p> <p> <math>\left. \begin{array}{l} \text{1/11の税額を控除} \end{array} \right\}</math> </p> <p>           次期規制適合車            電気自動車         </p> <p> <math>\left. \begin{array}{l} \text{1/2の税額を控除} \end{array} \right\}</math> </p> <p>(特例条例)</p>
<p>           税率            1キロリットル              19,500円         </p>			<p>           税率(昭和54年6月1日から昭和58年3月31日まで)            1キロリットル              24,300円         </p>
	<p>           自動車取得税            (税率)            昭和53年度規制適合車に係る税率は、昭和52年4月1日から昭和53年3月31日までの取得に対しては0.25%を、昭和53年4月1日から同年8月31日までの取得に対しては0.125%をそれぞれ引き下げる。            鉾区税、狩猟免許税、入猟税の税率を、それぞれ現行の2倍に引き上げる。         </p>		<p>           狩猟免許税を狩猟者登録税に改めるとともに、狩猟者の登録を受ける者に対し課するものとし、放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録を受ける者は税率を2分の1とした。            入猟税についても、狩猟者の登録を受ける者に対し課するものとした。         </p>

55	56	57	58	59	60	61	62																																																																				
			<p>超過課税の廃止</p>	<table border="0"> <tr> <td>普通乗用車</td> <td>トラック</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4トン超 5トン以下</td> </tr> <tr> <td>3リットル以下</td> <td>自家用</td> </tr> <tr> <td>81,500円</td> <td>25,500円</td> </tr> <tr> <td>3リットル超</td> <td>営業用</td> </tr> <tr> <td>6リットル以下</td> <td>18,500円</td> </tr> <tr> <td>88,500円</td> <td>バス</td> </tr> <tr> <td>6リットル超</td> <td>自家用</td> </tr> <tr> <td>148,500円</td> <td>乗車定員40人超</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>3リットル以下</td> <td>49,000円</td> </tr> <tr> <td>25,000円</td> <td>営業用</td> </tr> <tr> <td>3リットル超</td> <td>一般乗合用</td> </tr> <tr> <td>6リットル以下</td> <td>乗車定員30人超</td> </tr> <tr> <td>27,500円</td> <td>40人以下</td> </tr> <tr> <td>6リットル超</td> <td>14,500円</td> </tr> <tr> <td>54,500円</td> <td>一般乗合用以外のもの</td> </tr> <tr> <td>四輪以上の小型自動車</td> <td>乗車定員40人超</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>1リットル以下</td> <td>38,000円</td> </tr> <tr> <td>29,500円</td> <td>三輪の小型自動車</td> </tr> <tr> <td>1リットル超</td> <td>自家用</td> </tr> <tr> <td>1.5リットル以下</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>34,500円</td> <td>営業用</td> </tr> <tr> <td>1.5リットル超</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>39,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1リットル以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.5リットル以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.5リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9,500円</td> <td></td> </tr> </table>	普通乗用車	トラック	自家用	4トン超 5トン以下	3リットル以下	自家用	81,500円	25,500円	3リットル超	営業用	6リットル以下	18,500円	88,500円	バス	6リットル超	自家用	148,500円	乗車定員40人超	営業用	50人以下	3リットル以下	49,000円	25,000円	営業用	3リットル超	一般乗合用	6リットル以下	乗車定員30人超	27,500円	40人以下	6リットル超	14,500円	54,500円	一般乗合用以外のもの	四輪以上の小型自動車	乗車定員40人超	自家用	50人以下	1リットル以下	38,000円	29,500円	三輪の小型自動車	1リットル超	自家用	1.5リットル以下	6,000円	34,500円	営業用	1.5リットル超	4,500円	39,500円		営業用		1リットル以下		7,500円		1リットル超		1.5リットル以下		8,500円		1.5リットル超		9,500円				
普通乗用車	トラック																																																																										
自家用	4トン超 5トン以下																																																																										
3リットル以下	自家用																																																																										
81,500円	25,500円																																																																										
3リットル超	営業用																																																																										
6リットル以下	18,500円																																																																										
88,500円	バス																																																																										
6リットル超	自家用																																																																										
148,500円	乗車定員40人超																																																																										
営業用	50人以下																																																																										
3リットル以下	49,000円																																																																										
25,000円	営業用																																																																										
3リットル超	一般乗合用																																																																										
6リットル以下	乗車定員30人超																																																																										
27,500円	40人以下																																																																										
6リットル超	14,500円																																																																										
54,500円	一般乗合用以外のもの																																																																										
四輪以上の小型自動車	乗車定員40人超																																																																										
自家用	50人以下																																																																										
1リットル以下	38,000円																																																																										
29,500円	三輪の小型自動車																																																																										
1リットル超	自家用																																																																										
1.5リットル以下	6,000円																																																																										
34,500円	営業用																																																																										
1.5リットル超	4,500円																																																																										
39,500円																																																																											
営業用																																																																											
1リットル以下																																																																											
7,500円																																																																											
1リットル超																																																																											
1.5リットル以下																																																																											
8,500円																																																																											
1.5リットル超																																																																											
9,500円																																																																											
			<p>暫定税率が2年間延長される。</p>		<p>暫定税率が3年間延長される。</p>																																																																						
<p>自動車取得税 軽自動車以外の自家用自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率及び自動車の取得に係る免税点の特例措置（税率5% 免税点30万円）の適用期限を昭和58年3月31日まで延長した。 狩猟者登録税 道府県民税の所得割額の納付を要しない者のうち一定の被扶養者を軽減税率の適用対象から除外することとした。</p>			<p>鉦区税、狩猟者登録税及び入猟税の税率がそれぞれ現行の1.1倍程度に改正される。 自動車取得税の暫定措置がさらに2年間延長される。</p>		<p>自動車取得税の暫定措置が3年間延長される。</p>																																																																						

63	元	2	3	4	5	6	7	8
	普通自動車 4リットル超 自家用 4.5リットル以下 2リットル超 23,600円 2.5リットル以下 4.5リットル超 45,000円 6リットル以下 2.5リットル超 27,200円 3リットル以下 6リットル超 51,000円 40,700円 3リットル超 3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超 4リットル以下 66,500円 4リットル超 4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超 6リットル以下 88,000円 6リットル超 111,000円 営業用 2リットル超 2.5リットル以下 13,800円 2.5リットル超 3リットル以下 15,700円 3リットル超 3.5リットル以下 17,900円 3.5リットル超 4リットル以下 20,500円							
暫定税率が5年間延長される。					暫定税率が平成5年11月30日まで延長 平成5年12月1日から平成10年3月31日まで 税率 1キロリットル 32,100円			
自動車取得税の暫定措置が5年間延長される。		自動車取得税の免税点 50万円			自動車取得税の暫定措置が5年間延長される。			



14	15	16	17
<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成13年4月1日から平成15年3月31日までに新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から2年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 低燃費車かつ「超一低排出ガス」車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>低燃費車かつ「優一低排出ガス」車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>低燃費車かつ「良一低排出ガス」車 <b>通常税率の概ね13%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成13年4月1日から平成15年3月31日まで間に、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成15年度に、新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 低燃費車かつ「超一低排出ガス」車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成15年度に、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成16年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準50%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成17年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>(参考) ※優良低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準5%向上達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準5%向上達成車」 ※低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準達成車」</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成17年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度から1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>低燃費車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 優良低燃費車かつ平成17年排出ガス基準50%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成18年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>(参考) ※優良低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準5%向上達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準5%向上達成車」 ※低燃費車 ガソリン車・LPG車の場合 「平成22年度燃費基準達成車」 ディーゼル車の場合 「平成17年度燃費基準達成車」</p>
	<p>暫定税率が5年間延長される。</p>		
	<p>自動車取得税暫定措置が5年間延長される。</p> <p>自動車取得税の低公害車に対する特例措置を平成17年3月31日まで延長</p> <p>産業廃棄物埋立税創設 (税率) 産業廃棄物1トンあたり 1,000円</p>	<p>狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、新たに目的税として狩猟税を創設</p>	<p>自動車取得税の低公害車に対する特例措置を平成19年3月31日まで延長</p>

18	19	20	21
<p>県外転出入に係る月割計算の廃止</p> <p>非課税車等に係る月割課税の徴収方法の変更（証紙徴収→普通徴収）</p> <p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成18年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 燃費基準+20%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成19年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成19年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>電気自動車・メタノール自動車・天然ガス自動車 燃費基準+20%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成20年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>	<p>グリーン化税制(見直しの上2年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成20年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75% NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10% NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b> ○燃費基準+15%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成21年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成21年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75% NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10% NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b> ○燃費基準+15%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成22年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>
		<p>暫定税率が10年間延長 (ただし、4月のみ失効)</p>	<p>使途制限を廃止（一般財源化）</p> <p>軽油引取税の課税免除のうち、免税証によるものについて、本法附則により平成24年3月31日までとなる。 (石油化学製品製造業は除く)</p>
<p>自動車取得税の低燃費車特例を自動車税と同様に見直しの上2年間延長</p> <p>自動車取得税の環境性能に優れた大型ディーゼル車に対する特例措置の創設(2年間)</p>	<p>自動車取得税の低公害車に対する特例措置を平成21年3月31日まで延長</p>	<p>自動車取得税の暫定措置は10年間延長(ただし、暫定税率は4月のみ失効)</p> <p>自動車取得税の低燃費車特例及び環境性能に優れた大型ディーゼル車特例は見直しの上2年間延長(ただし、4月のみ従前の制度による)</p> <p>自動車取得税のクリーンディーゼル乗用車に対する特例措置の創設(平成20年5月1日～平成22年3月31日)</p>	<p>自動車取得税の使途制限を廃止（一般財源化）</p> <p>自動車取得税の各特例措置は、新車新規登録車両の取得について見直しの上、平成24年3月31日まで延長</p> <p>&lt;特例措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低公害車に対する特例措置</li> <li>・低燃費車特例措置</li> <li>・環境性能に優れた大型ディーゼル車特例措置</li> <li>・クリーンディーゼル乗用車に対する特例措置</li> </ul>

22	23	24	25
<p>グリーン化税制(見直しの上2年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成22年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○プラグインハイブリッド自動車 ○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75%NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10%NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成23年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成23年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○プラグインハイブリッド自動車 ○電気自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下 平成17年排出ガス基準75%NOx低減 車両総重量3.5t超 平成17年排出ガス基準10%NOx低減 ○燃費基準+25%達成車かつ平成17年排出ガス基準75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>※燃費基準 ガソリン車・LPG車の場合 平成22年度燃費基準 ディーゼル車の場合 平成17年度燃費基準</p> <p>・重課措置 平成24年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成23～25年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制(見直しの上2年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成24年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下、12t超 平成21年排出ガス規制NOx10%低減 車両総重量3.5t超12t以下 平成22年排出ガス規制NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成27年度燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>○平成27年度燃費基準達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成25年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成23～25年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成25年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度1年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量3.5t以下、12t超 平成21年排出ガス規制NOx10%低減 車両総重量3.5t超12t以下 平成22年排出ガス規制NOx10%低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成27年度燃費基準+10%達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね50%軽課</b></p> <p>○平成27年度燃費基準達成車かつ平成17年排出ガス規制75%低減車 <b>通常税率の概ね25%軽課</b></p> <p>・重課措置 平成26年3月31日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車 ○新車新規登録から11年を経過したディーゼル車 <b>通常税率の概ね10%重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成23～25年度 非課税)</p>
<p>10年間の暫定税率を廃止 ただし、当分の間、現在の税率水準を維持</p> <p>原油価格の異常な高騰が続いた場合には、本則税率を上回る部分(特例税率)の課税を停止する。 (通称「トリガー条項」)</p>	<p>原油価格の異常な高騰が続いた場合に、本則税率を上回る部分(特例税率)の課税を停止する(通称「トリガー条項」)の適用を当分の間停止する。 (平成23年4月27日施行)</p>	<p>課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き、適用期限を平成27年3月31日まで延長。 【廃止業種】 電気通信事業、放送事業、建設用粘土製品製造業、鉄鋼業、自動車教習所業、ゴルフ場業</p>	
<p>自動車取得税の低燃費車特例 ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を2年延長 ・一定のバス・トラックに対する新たな特例を創設</p> <p>環境性能に優れた大型ディーゼル車特例 ・一定のバス・トラックに対する新たな特例を創設 ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を設定</p> <p>クリーンディーゼル乗用車特例 ・新車新規登録以外の取得に係る特例適用期間を5ヶ月延長</p>	<p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車(平成26年3月31日までに取得)に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)</p>	<p>自動車取得税の特例措置は、対象を見直しの上、平成27年3月31日まで延長 &lt;特例措置&gt; ・環境性能に優れた自動車 ・低燃費低排出ガス認定車 ・バリアフリー車両に対する特例を創設 ・衝突被害軽減ブレーキ搭載トラックに対する特例を創設</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車(平成26年3月31日までに取得)に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)</p>	<p>自動車取得税の特例措置 ・衝突被害軽減ブレーキ搭載自動車に対する特例にバス等を追加</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車(平成26年3月31日までに取得)に係る自動車取得税特例措置(非課税、課税免除)</p>

26	27	28	29	
<p>グリーン化税制(見直しの上 2 年間延長)</p> <p>・軽課措置 平成 26 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量 3.5t 以下, 12t 超 平成 21 年排出ガス規制 NOx10% 低減 車両総重量 3.5t 超 12t 以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10% 低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成 27 年度燃費基準+20% 達成車 (平成 32 年度燃費基準達成車に限る) かつ平成 17 年排出ガス規制 75% 低減車 <b>通常税率の概ね 75% 軽課</b></p> <p>○平成 27 年度燃費基準+10% 達成または +20% 達成車かつ平成 17 年排出ガス規制 75% 低減車 <b>通常税率の概ね 50% 軽課</b></p> <p>・重課措置 平成 27 年 3 月 31 日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね 10% 重課</b></p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね 15% 重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置を 2 年延長(平成 26~28 年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成 27 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量 3.5t 以下, 12t 超 平成 21 年排出ガス規制 NOx10% 低減 車両総重量 3.5t 超 12t 以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10% 低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成 27 年度燃費基準+20% 達成車 (平成 32 年度燃費基準達成車に限る) かつ平成 17 年排出ガス規制 75% 低減車 <b>通常税率の概ね 75% 軽課</b></p> <p>○平成 27 年度燃費基準+10% 達成または +20% 達成車かつ平成 17 年排出ガス規制 75% 低減車 <b>通常税率の概ね 50% 軽課</b></p> <p>・重課措置 平成 28 年 3 月 31 日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね 10% 重課</b></p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね 15% 重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置(平成 26~28 年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成 28 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量 3.5t 以下, 12t 超 平成 21 年排出ガス規制 NOx10% 低減 車両総重量 3.5t 超 12t 以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10% 低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成 32 年度燃費基準+10% 達成車かつ 17 年排出ガス規制 75% 低減車 <b>通常税率の概ね 75% 軽課</b></p> <p>○平成 27 年度燃費基準+20% 達成車かつ 17 年排出ガス規制 75% 低減車 <b>通常税率の概ね 50% 軽課</b></p> <p>・重課措置 平成 29 年 3 月 31 日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね 10% 重課</b></p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね 15% 重課</b></p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る特例措置を 3 年延長(平成 28~31 年度 非課税)</p>	<p>グリーン化税制</p> <p>・軽課措置 平成 29 年度に新車新規登録した次の自動車は、登録の翌年度 1 年間の軽課</p> <p>○電気自動車 ○プラグインハイブリッド自動車 ○天然ガス自動車 車両総重量 3.5 t 以下 平成 30 年排出ガス規制達成 車両総重量 12 t 超 平成 21 年排出ガス規制 NOx10% 低減 車両総重量 3.5 t 超 12 t 以下 平成 22 年排出ガス規制 NOx10% 低減 ○クリーンディーゼル乗用車 ○平成 32 年度燃費基準+30% 達成車かつ 30 年排出ガス規制 50% 軽減または 17 年排出ガス規制 75% 低減車 <b>通常税率の概ね 75% 軽課</b></p> <p>○平成 32 年度燃費基準+10% 達成車かつ 30 年排出ガス規制 50% 軽減または 17 年排出ガス規制 75% 低減車 <b>通常税率の概ね 50% 軽課</b></p> <p>・重課措置 平成 30 年 3 月 31 日までに、次の年限を経過した自動車は、経過した翌年度から重課</p> <p>○バス・トラック 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね 10% 重課</b></p> <p>○バス・トラック以外の自動車 新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG 車 新車新規登録の日から 11 年を経過しているディーゼル車 <b>通常税率の概ね 15% 重課</b></p>	自動車税
	<p>課税免除の特例措置の延長 次の業種を除き、適用期限を平成 30 年 3 月 31 日まで延長。 【廃止業種】 海上保安庁の航路標識、警察の電気通信設備、消防の電気通信設備、陶磁器製造業</p>			軽油引取税
<p>自動車取得税の税率引き下げ ・軽自動車… 2 % ・軽自動車以外の営業用自動車… 2 % ・軽自動車以外の家用自動車… 3 %</p> <p>自動車取得税の低燃費車特例のうち新車新規登録に係る特例措置を拡充</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る自動車取得税特例措置 (非課税, 課税免除) を 2 年延長 (平成 28 年 3 月 31 日までに取得)</p> <p>狩猟税の軽減措置拡充 (平成 31 年 3 月 31 日まで)</p> <p>地方消費税 税率 消費税額の 17/63</p>	<p>自動車取得税の特例措置は、対象を見直しの上、平成 29 年 3 月 31 日まで延長 &lt; 特例措置 &gt;</p> <p>・環境性能に優れた自動車 ・低燃費低排出ガス認定車 ・バリアフリー車両に対する特例 ・衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック・バス等に対する特例に、車両安定性制御装置搭載トラック・バス等を追加</p>	<p>環境性能に優れた大型ディーゼル車特例 ・7.5 t 超のバス・トラックに対する区分を創設</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る自動車取得税特例措置 (非課税, 課税免除) を 1 年延長 (平成 29 年 3 月 31 日までに取得)</p>	<p>自動車取得税の特例措置は、対象を見直しの上、平成 31 年 3 月 31 日まで延長 &lt; 特例措置 &gt;</p> <p>・車線逸脱警報装置搭載車をバス等に追加</p> <p>東日本大震災により被災した自動車等の代替自動車に係る自動車取得税特例措置 (非課税, 課税免除) を 2 年延長 (平成 31 年 3 月 31 日までに取得)</p>	その他

## 2 特例条例に関すること

### ○ 法人の県民税の特例に関する条例（昭和 50 年広島県条例第 9 号）

#### 1 趣 旨

県民の健康と福祉の増進に資する大規模社会福祉施設等（老人福祉団地，障害者療育支援センター，身体障害者リハビリテーションセンター等）の建設資金に充てる財源を確保することを目的とするものである。

#### 2 内 容

##### (1) 税 率

平成 27 年 4 月 1 日以後 5 年以内に開始する各事業年度分の法人税割並びに同期内に解散又は合併した法人の清算所得に対する法人税割に係る法人税割の税率を 100 分の 4.0 とする。

（平成 27 年 2 月議会において 5 年間延長）

##### (2) 中小法人に対する軽減

次のア～ウのいずれかに該当する法人の各事業年度分の法人税割については，税額から 4.0 分の 0.8 を控除する。

ア 資本金額若しくは出資金額が 2,000 万円以下の法人又は資本金額若しくは出資金額を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）

イ 法人でない社団又は財団

ウ 課税標準となる法人税額が年 1,000 万円以下の法人

##### (3) 施行期日

昭和 50 年 4 月 1 日

（最終改正の施行期日：平成 27 年 4 月 1 日）

#### （参 考）

### 大規模社会福祉施設等建設基金条例

昭和 50 年 3 月 13 日条例第 11 号

最終改正：平成 23 年 3 月 14 日条例第 12 号

#### （設置）

第 1 条 大規模な社会福祉施設，医療施設，保健休養施設等（以下「大規模社会福祉施設等」という。）の建設に要する経費の財源に充てるため，大規模社会福祉施設等建設基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### （積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は，次に掲げる金額の合算額とし，予算で定める。

- 一 法人の県民税の特例に関する条例（昭和 50 年広島県条例第 9 号）に基づいて課税することにより，広島県税条例（昭和 29 年広島県条例第 16 号）に基づいて課税した場合より増加した県税収入に相当する金額
- 二 大規模社会福祉施設等の建設資金として受納した寄附金の額に相当する金額
- 三 その他知事が必要と認める金額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第6条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

## ○ ひろしまの森づくり県民税条例（平成 18 年広島県条例第 58 号）

### 1 趣 旨

県民全体が享受している県土の保全や水源のかん養などの森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、県民に広く薄く負担をお願いし、県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てる事業を推進することを目的とするものである。

### 2 内 容

#### (1) 課税方法

納税義務者は、県内に住所等を有する個人及び事務所等を有する法人。

課税方式は、個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税方式。

#### (2) 税 率

県民税均等割に、次のとおり加算する。

○個人：年額 500 円（均等割額に加算）

○法人：年額 現行の均等割額の 5 %相当額

法人の区分	ひろしまの森づくり県民税	現 行 の均等割額
・ 公共法人及び公益法人等 ・ 人格のない社団等 ・ 資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社は除く） ・ 一般社団法人（非営利型法人は除く）及び一般財団法人（非営利型法人は除く）※ ・ 資本金等の額が 1 千万円以下の法人	1,000 円	20,000 円
資本金等の額が 1 千万円超～1 億円以下	2,500 円	50,000 円
資本金等の額が 1 億円超～ 10 億円以下	6,500 円	130,000 円
資本金等の額が 10 億円超～ 50 億円以下	27,000 円	540,000 円
資本金等の額が 50 億円超	40,000 円	800,000 円

※一般社団法人（非営利型法人は除く）及び一般財団法人（非営利型法人は除く）については、平成 20 年 12 月 1 日以降に開始する事業年度から適用。

#### (3) 課税期間

個人…平成 19 年度分～平成 33 年度分

法人…平成 19 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日の間に開始する事業年度分

（平成 29 年 2 月議会において 5 年間延長）

#### (4) 税収の使途

「ひろしまの森づくり基金」を設置し、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させ、県民の誰もが心身ともに豊かな暮らしを享受できる森林環境の実現に向け、取組を実施。

○整備の必要性が高い森林の再生…人工林対策，里山林対策，森林病虫害被害対策

○森林資源の利用促進…住宅分野での県産材の利用拡大

○新たな森の守り手の育成…小規模林業経営や地域住民・森林保全活動団体の育成

○県民理解の促進…普及啓発，森林・林業体験への支援など

#### (5) 施行期日

平成 19 年 4 月 1 日

（最終改正の施行期日：平成 29 年 4 月 1 日）

(参 考)

## ひろしまの森づくり基金条例

平成 18 年 12 月 26 日条例第 62 号

(設置)

第1条 県土の保全、水源のかん養等の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識の下に、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的とし、森林の有する公益的機能の維持増進を図るとともに緑豊かな県土の形成に資する施策に要する経費の財源に充てるため、ひろしまの森づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

2 ひろしまの森づくり県民税条例（平成18年広島県条例第58号）第2条及び第3条第1項の規定による加算額に係る収納額に相当する額は、この基金に積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の施策に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用等)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第7条 知事は、基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

### 3 法定外税に関すること

#### ○ 広島県産業廃棄物埋立税条例（平成 14 年広島県条例第 26 号）

##### 1 制定の理由

産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てることを目的とした産業廃棄物埋立税を新設するため，この条例を制定する。

##### 2 条例の内容

###### (1) 課税の根拠（第 1 条）

地方税法の規定に基づき，産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てるため，法定外目的税として，産業廃棄物埋立税を課する。

###### (2) 納税義務者（第 3 条）

産業廃棄物を排出する事業者（中間処理業者を含む）

###### (3) 課税対象（第 3 条）

県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入

###### (4) 課税免除（第 4 条）

排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自らが有する最終処分場において処分（自社処分）するための搬入は課税免除とする。（他者の産業廃棄物を中間処理後に自社処分するものは除く。）

###### (5) 課税標準（第 5 条）

最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

###### (6) 税率（第 6 条）

1 トンにつき千円

###### (7) 徴収の方法（第 7 条）

特別徴収とする。ただし，他者の産業廃棄物を中間処理後に自社処分するための搬入については申告納付とする。

###### (8) 特別徴収義務者（第 8 条）

県内の最終処分業者

###### (9) 税収の用途（第 24 条）

産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に充てる。

##### 3 条例の施行日及び失効日

###### (1) 施行期日

平成 15 年 4 月 1 日

（最終改正の施行期日：平成 25 年 3 月 31 日）

###### (2) 失効

施行日から起算して 10 年を経過した日に効力を失う。

（平成 24 年 9 月議会において，5 年間延長）

(参考1)

## 広島県産業廃棄物抑制基金条例

平成15年3月14日広島県条例第2号

最終改正：平成24年10月10日条例第57号

(設置)

第1条 産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に必要な経費の財源に充てるため，広島県産業廃棄物抑制基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は，予算で定める。

2 県に納入又は納付された産業廃棄物埋立税額から産業廃棄物埋立税の賦課徴収に要する費用を控除した額は，この基金に積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は，金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は，必要に応じ，確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は，一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は，第1条の施策に要する経費の財源に充てる場合に限り，その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用等)

第6条 知事は，財政上必要があると認めるときは，確実な繰戻しの方法，期間及び利率を定めて，基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し，又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(相殺のための取崩し)

第7条 知事は，基金に属する現金を預金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関等（預金保険法第2条第1項に規定する金融機関及び農水産業協同組合貯金保険法第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下同じ。）に預入れし，又は信託している場合において，当該金融機関等に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは，当該金融機関等に対する借入債務（県が保証契約により負担することとなる債務を含む。）と当該預金等に係る債権を相殺するため，基金を取り崩すことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか，基金に関し必要な事項は，知事が定める。

附 則

この条例は，平成15年4月1日から施行する。

(参考2)

法定外税の実施状況

(1) 法定外普通税

平成29年4月現在

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
北海道	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入  ②発電用原子炉を設置して行う発電事業	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額  ②発電用原子炉の熱出力	発電用原子炉の設置者	申告納付	①100分の8.5 ②37,750円/千Kw(3ヶ月)	昭和63年9月1日施行
石川						①100分の8.5 ②34,900円/千Kw(3ヶ月)	平成4年10月8日施行
静岡						①100分の8.5 ②29,500円/千kW(3ヶ月)	昭和55年4月1日施行
新潟						①100分の8.5 ②33,000円/千kW(3ヶ月)	昭和59年11月15日施行
島根						①100分の8.5 ②41,100円/千kW(3ヶ月)	昭和55年4月1日施行
愛媛						①100分の8.5 ②40,000円/千Kw(3ヶ月)	昭和54年1月16日施行
佐賀						①100分の8.5 ②46,000円/千kW(3ヶ月)	昭和54年4月1日施行
鹿児島						①100分の12 ②22,600円/千Kw(3ヶ月)	昭和58年6月1日施行
福井	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入 ②発電用原子炉を設置して行う発電事業 ③発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 ②発電用原子炉の熱出力 ③発電用原子炉施設に5年を超えて貯蔵されている使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量	発電用原子炉の設置者	申告納付	①100分の8.5 ②45,750円/千kW(3ヶ月) ③250円/kg(3ヶ月)	昭和51年11月10日施行
宮城	核燃料税	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	100分の12	昭和58年6月21日施行
青森	核燃料物質等取扱税	①ウランの濃縮 ②原子炉の設置 ③原子炉への核燃料の挿入 ④使用済燃料の受入れ ⑤使用済燃料の貯蔵 ⑥廃棄物の埋設 ⑦廃棄物の管理	①製品ウランの重量 ②発電用原子炉の熱出力 ③原子炉に挿入した核燃料の価額 ④受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑤使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑥廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量 ⑦ガラス固化体の容器の数量	①加工事業者 ②原子炉設置者 ③原子炉設置者 ④再処理事業者 ⑤再処理事業者 ⑥廃棄物埋設事業者 ⑦廃棄物管理事業者	申告納付	①44,600円/kg ②9,000円/千kw(3カ月) ③核燃料価額の100分の13 ④19,400円/kg ⑤1,300円/kg (当面の間8,300円/kg) ⑥64,000円/m <sup>3</sup> ⑦1,969,500円/本	平成3年9月28日施行

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
茨城	核燃料等取扱税	①原子炉の設置 ②原子炉への核燃料の挿入 ③使用済燃料の受入れ ④使用済燃料の保管 ⑤高放射性廃液の保管 ⑥ガラス固化体の保管 ⑦プルトニウムの保管 ⑧放射性廃棄物の発生 ⑨放射性廃棄物の保管	①原子炉の熱出力 ②原子炉に挿入した核燃料の価額 ③受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ④使用済燃料の保管に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑤高放射性廃液の数量 ⑥ガラス固化体の容器の数量 ⑦プルトニウムの重量 ⑧放射性廃棄物の容器の容量 ⑨放射性廃棄物の容器の容量	①原子炉設置者 ②原子炉設置者 ③再処理事業者 ④再処理事業者 ⑤再処理事業者 ⑥再処理事業者 ⑦原子力事業者 ⑧原子力事業者 ⑨原子力事業者	申告納付	①30,500円/千kW(3ヶ月) ②核燃料価額の100分の8.5 ③60,100円/kg ④1,500円/kg ⑤1,594,000円/m <sup>3</sup> ⑥1,219,000円/本 ⑦5,100円/kg ⑧106,000円/m <sup>3</sup> ⑨5,100円/m <sup>3</sup>	昭和53年10月18日施行
沖縄	石油価格調整税	揮発油の販売	揮発油に係る数量から条例で定める 欠減数量を控除した数量	揮発油の精製業者又は輸入業者その他これらに類する者のうち県内に事務所を設けて揮発油の販売を業とするもので知事が指定するもの(元売業者)	申告納付	1,500円/kl	【課税免除】 1揮発油の販売で輸出として行われるもの 2揮発油の販売で県外移出として行われるもの 3揮発油の販売で石油化学製品の製造のための用途に消費するためのもの 4既に石油価格調整税を課された揮発油の販売 【施行期日】 昭和47年6月1日

## (2) 法定外目的税

平成29年4月現在

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
三重	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	①最終処分場への搬入：当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入：当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/ト	【免税点】 年間搬入量1,000ト未満の場合 【課税免除】 再生施設への搬入 【施行期日】 平成14年4月1日
滋賀							【免税点】 年間搬入量500ト以下の場合 【施行期日】 平成16年1月1日
岡山	産業廃棄物処理税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収(自社処分は申告納付)	1,000円/ト	【施行期日】 平成15年4月1日

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
広島	産業廃棄物埋立税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※申告納付	1,000円/トン	※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合 【課税免除】 ・排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自社処分する場合 ・公益上その他の事由により課税が不適当なものとして知事が別に定めるもの 【施行期日】 平成15年4月1日
鳥取	産業廃棄物処分場税				特別徴収 ※申告納付		※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合 【非課税】 ・排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自社処分する場合 ・その他知事が別に定めるもの（下水処理汚泥等） 【施行期日】 平成15年4月1日
青森	産業廃棄物税			<ul style="list-style-type: none"> <li>最終処分業者へ産業廃棄物の最終処分を委託した者</li> <li>自らその産業廃棄物の最終処分を行う者</li> </ul>	特別徴収 (自社処分は申告納付)		【非課税】 県が供給する工業用水のうち、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合 【施行期日】 平成16年1月1日
岩手							【施行期日】 平成16年1月1日
秋田							【施行期日】 平成16年1月1日
						1,000円/トン (公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入については250円/トン)	【施行期日】 平成16年1月1日

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考	
奈良	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 (自社処分は申告納付)	1,000円/トン	【施行期日】 平成16年4月1日	
山口							特別徴収 ※申告納付	※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合 【課税免除】 排出事業者が自ら排出した産業廃棄物を自社処分する場合 【施行期日】 平成16年4月1日
新潟							特別徴収 (自社処分は申告納付)	【施行期日】 平成16年4月1日
京都							特別徴収 (自社処分は申告納付)	【施行期日】 平成17年4月1日
宮城							特別徴収 (自社処分は申告納付)	【施行期日】 平成17年4月1日
島根							産業廃棄物減量税	【施行期日】 平成17年4月1日
熊本							産業廃棄物税	【施行期日】 平成17年4月1日
福島	産業廃棄物税				特別徴収 (自社処分は申告納付)	1,000円/トン 自社処分の場合は1/2, 年間搬入量10,000トン超の部分は1/2	【施行期日】 平成18年4月1日	
愛知						1,000円/トン 自社処分の場合は500円/トン	【施行期日】 平成18年4月1日	
沖縄						1,000円/トン	【課税免除】 ・最終処分場が所在しない離島において、島内で発生した産業廃棄物を市町村が設置する最終処分場へ搬入する場合 ・公益上その他の事由により課税することが適当でない搬入 【施行期日】 平成18年4月1日	

都道府県名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	備考
北海道	循環資源利用促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 (自社処分は申告納付)	1,000円/トン	【施行期日】 平成18年10月1日
山形	産業廃棄物税					1,000円/トン	【施行期日】 平成18年10月1日
愛媛	資源循環促進税					(自社処分:500円/トン,設置費用を負担した最終処分場で処分する場合は750円/トン)	【施行期日】 平成19年4月1日
福岡	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 (自社処分は申告納付)	焼却施設:800円/トン 最終処分場:1,000円/トン	【施行期日】 平成17年4月1日
佐賀							
長崎							
大分							
鹿児島							
宮崎							
東京	宿泊税	ホテル又は旅館への宿泊	ホテル又は旅館への宿泊数	ホテル又は旅館の宿泊者	特別徴収	1人1泊についての宿泊料が 1万円以上1万5千円未満:100円 1万5千円以上:200円	【課税免除】 宿泊料金1人1泊1万円未満の宿泊 【施行期日】 平成14年10月1日
大阪						1人1泊についての宿泊料が 1万円以上1万5千円未満:100円 1万5千円以上2万円未満:200円 2万円以上:300円	【課税免除】 宿泊料金1人1泊1万円未満の宿泊 【施行期日】 平成29年1月1日
岐阜	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車を運転して自ら入り込む行為,又は他人を入り込ませる行為	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者	特別徴収 (シャトルバス,路線バス等については月毎の申告納付)	○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外 3,000円/回 ・一般乗合用バス 2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車 1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車 300円/回	【課税免除】 緊急車両等 【施行期日】 平成15年4月1日

#### 4 税目別納期限等一覧表

平成 29 年 4 月 1 日現在

税 目	賦 課 期 日	納 期	徴 収 方 法
個人県民税	1 月 1 日	市町村民税と同じ	普通徴収又は特別徴収
法人県民税	なし	(1) 確定申告(法人税と同じ) 各事業年度又は計算期間終了の日から 2 月以内 (申告期限の延長を認められた場合はその延長月数(6 月を超えない範囲内の月数)の期間内) (2) 中間申告 事業年度又は計算期間が 6 月を超える場合は、当該事業年度又は計算期間開始の日以後 6 月を経過した日から 2 月以内 (3) 清算中の法人 イ 各事業年度の終了の日の翌日から 2 月以内 ロ 残余の財産確定の日の翌日から 1 月以内 (4) 地方税法第 53 条第 19 項に掲げる(均等割のみを課される)公共法人等 4 月 30 日まで	申告納付
県民税利子割	なし	当月分を翌月 10 日まで	特別徴収 (申告納入)
県民税配当割	なし	当月分を翌月 10 日まで (源泉徴収選択口座内配当等については、特別徴収した日の属する年の翌年の 1 月 10 日まで)	特別徴収 (申告納入)
県民税株式等譲渡所得割	なし	当年分を翌年 1 月 10 日まで (年の中途において源泉徴収口座の廃止届出書の提出等があった場合には、提出等があった日の属する月の翌月 10 日まで)	特別徴収 (申告納入)
個人事業税	なし	第 1 期 8 月 15 日から同月 31 日まで 第 2 期 10 月 15 日から同月 31 日まで	普通徴収
法人事業税	なし	(1) 確定申告 各事業年度又は計算期間終了の日の翌日から 2 月以内 (申告期限の延長を認められた場合はその延長月数(6 月を超えない範囲内の月数)の期間内) (2) 中間申告 事業年度又は計算期間が 6 月を超えるものは、当該事業年度又は計算期間開始の日から 6 月を経過した日から 2 月以内 (3) 清算中の法人 イ 各事業年度終了の日から 2 月以内 ロ 残余財産確定の日から 1 月以内	申告納付
地方消費税譲渡割	なし	(1) 中間申告 消費税法に規定する当該申告書の提出期限 (2) 確定申告 消費税法に規定する当該申告書の提出期限 ※ 当分の間、国(税務署)が、消費税の賦課徴収の例により行う	申告納付
地方消費税貨物割	なし	消費税法に規定する当該申告書の提出期限 ※ 消費税の申告と併せ、国(税関長)に納付	申告納付

税 目	賦 課 期 日	納 期	徴 収 方 法
不動産取得税	随時	納税通知書に定める日	普通徴収
県たばこ税	なし	当月分を翌月末日まで	申告納付 普通徴収
ゴルフ場利用税	なし	当月分を翌月 15 日まで	特別徴収 (申告納入)
自動車税	4 月 1 日	(1) 5 月 15 日から同月 31 日まで (2) 道路運送車両法第 7 条, 第 12 条又は第 13 条の規定による登録申請があった自動車について, 地方税法第 151 条第 3 項に規定する期間内に納税義務が発生した場合に限り, 当該申請の日	普通徴収 証紙徴収
鉾区税	4 月 1 日	5 月 15 日から同月 31 日まで	普通徴収
自動車取得税	なし	(1) 新規登録検査または使用の届出がされる自動車の取得については, 登録検査または届出の時 (2) 登録 (届出) 自動車に所有者の変更があった場合, 使用者の変更により自動車検査証等の記入を受ける場合またはその他の事由による場合の自動車の取得については, 当該事由のあった日から 15 日以内  〔その日前に当該登録等を受けたときは, 当該登録等の日〕	申告納付 (証紙)
軽油引取税	なし	当月分を翌月末日まで  〔元売業者及び特約業者以外の者が, 軽油を輸入する場合は, 輸入の時まで〕	特別徴収 (申告納入) 申告納付 普通徴収
狩猟税	狩猟者の登録を受ける日	狩猟者の登録を受ける日	証紙徴収 普通徴収
産業廃棄物埋立税	なし	(1) 1 月 1 日から 3 月 31 日までの税額 4 月末日まで (2) 4 月 1 日から 6 月 30 日までの税額 7 月末日まで (3) 7 月 1 日から 9 月 30 日までの税額 10 月末日まで (4) 10 月 1 日から 12 月 31 日までの税額 翌年の 1 月末日まで	特別徴収 (申告納入) 申告納付

5 平成28年度都道府県税決算(見込)額調

(単位：千円，%)

都道府県名	予 算 額		調 定 額		収 入 額		収 入 率	
	税 額	前年度比	税 額	前年度比	税 額	前年度比	28年度	27年度
北海道	602,492,088	102.7	616,561,191	102.0	603,841,498	102.4	97.9	97.5
青森	142,552,583	101.6	145,275,772	101.5	142,908,659	101.7	98.4	98.2
岩手	132,026,000	103.6	135,217,335	104.0	133,311,064	104.2	98.6	98.3
宮城	313,530,000	102.2	318,461,410	101.9	313,821,455	102.2	98.5	98.3
秋田	90,292,683	100.0	92,540,813	100.5	90,931,807	100.6	98.3	98.1
山形	109,000,000	101.3	110,935,905	101.1	109,362,786	101.3	98.6	98.4
福島	238,128,420	101.1	242,762,310	100.9	238,433,836	101.1	98.2	98.1
茨城	366,303,665	100.2	375,155,979	100.1	368,016,619	100.5	98.1	97.7
栃木	242,500,000	99.8	248,313,748	99.1	243,126,979	99.5	97.9	97.6
群馬	250,000,000	102.7	256,256,683	102.3	251,546,192	102.6	98.2	97.9
埼玉	760,400,000	101.8	790,570,775	101.7	770,022,378	102.2	97.4	96.9
千葉	932,717,000	97.6	962,838,335	98.3	940,881,306	98.6	97.7	97.4
東京都	3,909,814,524	98.7	3,955,789,257	101.0	3,904,590,136	101.2	98.7	98.5
神奈川県	1,227,227,679	98.5	1,258,015,972	98.9	1,237,164,989	99.2	98.3	98.0
新潟	270,006,000	99.4	273,581,544	99.3	270,536,905	99.4	98.9	98.8
富山	138,760,000	100.2	142,559,212	100.0	139,763,212	100.0	98.0	98.0
石川	147,515,473	103.6	153,032,764	102.5	149,882,366	102.9	97.9	97.6
福井	108,968,025	100.2	111,301,513	98.9	109,519,857	99.1	98.4	98.2
山梨	95,021,636	98.0	97,280,852	97.5	95,409,570	97.7	98.1	97.9
長野	230,132,340	101.7	233,580,471	101.2	230,278,934	101.4	98.6	98.4
岐阜	235,600,000	100.8	244,488,610	100.9	239,213,180	101.1	97.8	97.7
静岡県	488,200,000	100.7	499,309,720	100.1	490,330,810	100.4	98.2	97.9
愛知県	1,257,800,000	100.9	1,284,729,850	101.1	1,266,346,156	101.3	98.6	98.3
三重	241,099,000	99.0	246,354,688	97.8	242,372,567	98.0	98.4	98.3
滋賀	156,140,000	100.9	162,239,879	101.4	158,411,511	101.6	97.6	97.4
京都	285,860,012	100.5	283,372,171	97.6	279,406,759	97.7	98.6	98.5
大阪	1,395,285,400	99.6	1,439,064,507	99.0	1,415,881,869	99.2	98.4	98.2
兵庫県	701,827,000	98.2	720,402,196	98.6	707,431,137	98.8	98.2	98.0
奈良	114,500,000	99.0	118,521,260	98.7	115,498,758	99.1	97.4	97.0
和歌山	90,750,000	96.5	93,166,876	96.2	91,325,581	95.9	98.0	98.3
鳥取	52,665,438	102.4	53,574,909	102.4	52,889,601	102.6	98.7	98.5
島根	67,501,717	100.6	68,459,650	100.7	67,877,585	100.8	99.1	99.1
岡山	232,545,137	95.8	238,987,317	97.8	235,041,150	98.1	98.3	98.1
広島	343,618,040	100.5	354,368,907	101.2	348,071,867	101.4	98.2	98.0
山口	172,393,282	98.3	176,688,753	98.4	174,194,345	98.5	98.6	98.5
徳島	75,000,000	99.3	77,883,315	99.3	76,620,340	99.5	98.4	98.2
香川	122,329,011	102.6	125,639,207	101.1	123,874,016	101.2	98.6	98.5
愛媛	144,300,000	99.0	146,902,247	98.8	144,968,962	99.1	98.7	98.4
高知	64,983,921	101.4	66,095,809	102.5	65,156,614	102.7	98.6	98.4
福岡	630,256,714	101.4	645,835,176	101.2	633,992,990	101.5	98.2	97.9
佐賀	83,893,000	102.8	85,771,165	101.6	84,701,501	101.8	98.8	98.6
長崎	113,458,553	99.9	115,449,866	99.5	113,674,442	99.8	98.5	98.2
熊本	149,740,365	94.4	154,886,275	95.4	151,784,613	95.5	98.0	97.9
大分	123,076,000	102.2	125,092,377	101.7	123,151,841	102.2	98.4	97.9
宮崎	97,730,000	103.3	100,257,146	103.0	98,737,248	103.3	98.5	98.2
鹿児島	146,034,724	102.2	149,644,955	102.0	147,272,120	102.5	98.4	98.0
沖縄	120,918,349	106.3	124,149,688	105.6	122,452,430	106.0	98.6	98.3
合 計	18,014,893,779	99.9	18,421,368,360	100.2	18,114,030,540	100.5	98.3	98.1

(注) 予算額は最終予算額である。

(単位:千円, %)

都道府県名	税目	個人県民税(均等割・所得割)			個人県民税(配当割)			個人県民税(株式等譲渡所得割)		
		調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道	北	171,391,740	163,063,806	95.1	2,018,140	2,018,140	100.0	1,218,240	1,218,240	100.0
	青森	34,928,120	32,818,750	94.0	346,529	346,529	100.0	175,945	175,945	100.0
	岩手	36,138,603	34,823,417	96.4	385,078	385,078	100.0	216,151	216,151	100.0
	宮城	82,271,850	78,435,698	95.3	1,068,886	1,068,886	100.0	616,447	616,447	100.0
	秋田	26,190,671	24,946,027	95.2	307,251	307,251	100.0	163,417	163,417	100.0
	山形	32,277,819	30,944,881	95.9	447,962	447,962	100.0	230,945	230,945	100.0
	福島	62,418,157	59,290,627	95.0	934,953	934,953	100.0	514,020	514,020	100.0
	茨城	108,886,521	103,621,553	95.2	2,114,885	2,114,885	100.0	1,240,963	1,240,963	100.0
	栃木	73,981,529	69,347,784	93.7	1,346,208	1,346,208	100.0	777,836	777,836	100.0
	群馬	70,400,246	66,285,349	94.2	1,352,952	1,352,952	100.0	786,842	786,842	100.0
	埼玉	312,947,559	294,657,083	94.2	6,838,665	6,838,665	100.0	4,168,065	4,168,065	100.0
	千葉	279,571,720	261,099,242	93.4	6,583,875	6,583,875	100.0	4,290,020	4,290,020	100.0
	東京都	871,885,915	835,763,143	95.9	27,178,041	27,178,041	100.0	15,817,708	15,817,708	100.0
	神奈川県	462,563,618	446,798,863	96.6	11,732,020	11,732,020	100.0	7,252,343	7,252,343	100.0
	新潟	69,547,444	67,072,502	96.4	1,312,506	1,312,506	100.0	780,396	780,396	100.0
	富山	38,950,187	36,905,179	94.7	1,051,855	1,051,855	100.0	523,018	523,018	100.0
	石川	41,859,153	39,549,903	94.5	825,972	825,972	100.0	514,560	514,560	100.0
	福井	27,743,439	26,242,387	94.6	683,239	683,239	100.0	408,431	408,431	100.0
	山梨	28,909,018	27,535,939	95.3	554,537	554,537	100.0	324,783	324,783	100.0
	長野	70,299,994	67,683,614	96.3	1,394,424	1,394,424	100.0	814,778	814,778	100.0
	岐阜	73,518,839	69,735,567	94.9	1,662,305	1,662,305	100.0	976,278	976,278	100.0
	静岡県	147,061,456	139,509,648	94.9	3,169,800	3,169,800	100.0	2,407,820	2,407,820	100.0
	愛知	347,564,718	332,716,944	95.7	10,995,677	10,995,677	100.0	5,692,847	5,692,847	100.0
	三重	68,263,442	65,053,884	95.3	1,775,811	1,775,811	100.0	1,043,643	1,043,643	100.0
	滋賀	52,644,765	50,260,815	95.5	1,146,251	1,146,251	100.0	737,691	737,691	100.0
	京都	95,069,874	92,533,540	97.3	3,188,616	3,188,616	100.0	1,876,875	1,876,875	100.0
	大阪	334,362,882	319,978,919	95.7	10,756,298	10,756,298	100.0	6,352,741	6,352,741	100.0
	兵庫県	224,238,557	213,615,297	95.3	7,999,458	7,999,458	100.0	5,016,463	5,016,463	100.0
	奈良	49,570,117	47,566,362	96.0	2,237,788	2,237,788	100.0	1,162,686	1,162,686	100.0
	和歌山	28,814,602	27,686,111	96.1	1,003,742	1,003,742	100.0	499,716	499,716	100.0
	鳥取	15,885,428	15,327,693	96.5	339,697	339,697	100.0	200,379	200,379	100.0
	島根	19,710,920	19,292,304	97.9	334,521	334,521	100.0	218,726	218,726	100.0
	岡山	64,320,313	61,229,580	95.2	1,682,440	1,682,440	100.0	1,131,190	1,131,190	100.0
	広島	106,065,185	101,455,272	95.7	2,374,364	2,374,364	100.0	1,301,668	1,301,668	100.0
	山口	45,499,615	43,514,868	95.6	979,286	979,286	100.0	587,803	587,803	100.0
	徳島	23,029,723	22,036,655	95.7	1,091,254	1,091,254	100.0	675,445	675,445	100.0
	香川	32,991,467	31,649,593	95.9	1,086,744	1,086,744	100.0	524,632	524,632	100.0
	愛媛	40,794,389	39,325,867	96.4	945,123	945,123	100.0	623,065	623,065	100.0
	高知	20,619,556	19,947,421	96.7	403,772	403,772	100.0	237,832	237,832	100.0
	福岡	174,835,175	166,049,897	95.0	3,328,701	3,328,701	100.0	2,214,497	2,214,497	100.0
	佐賀	23,471,822	22,685,971	96.7	337,724	337,724	100.0	221,961	221,961	100.0
	長崎	38,507,819	37,024,492	96.1	529,718	529,718	100.0	309,345	309,345	100.0
	熊本	49,684,207	47,121,140	94.8	693,466	693,466	100.0	503,422	503,422	100.0
	大分	33,271,524	32,048,500	96.3	460,968	460,968	100.0	303,790	303,790	100.0
	宮崎	29,140,424	27,908,143	95.8	365,435	365,435	100.0	270,756	270,756	100.0
	鹿児島	43,645,086	41,818,977	95.8	461,726	461,726	100.0	326,607	326,607	100.0
	沖縄	36,323,726	34,801,684	95.8	331,123	331,124	100.0	259,803	259,803	100.0
合計		5,122,068,934	4,888,780,890	95.4	128,159,786	128,159,787	100.0	76,512,589	76,512,589	100.0

(単位:千円, %)

都道府県名	法人県民税			利子割			個人事業税		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道	19,059,921	18,866,114	99.0	1,340,740	1,340,740	100.0	4,860,111	4,565,415	93.9
青森	3,883,044	3,866,933	99.6	330,051	330,051	100.0	958,489	936,211	97.7
岩手	5,093,571	5,081,584	99.8	262,811	262,811	100.0	1,266,962	1,230,446	97.1
宮城	13,394,267	13,358,379	99.7	505,429	505,429	100.0	3,363,772	3,272,831	97.3
秋田	3,236,413	3,217,210	99.4	272,470	272,470	100.0	791,539	772,038	97.5
山形	3,865,125	3,844,025	99.5	359,469	359,469	100.0	1,099,400	1,068,519	97.2
福島	8,734,048	8,670,866	99.3	446,885	446,885	100.0	2,609,145	2,494,654	95.6
茨城	12,844,849	12,775,829	99.5	642,963	642,963	100.0	3,152,618	3,014,084	95.6
栃木	9,856,450	9,813,380	99.6	432,602	432,602	100.0	2,010,088	1,946,751	96.8
群馬	12,661,649	12,634,805	99.8	528,014	528,014	100.0	1,988,047	1,907,232	95.9
埼玉	25,105,298	24,990,801	99.5	1,871,831	1,871,831	100.0	12,821,267	12,494,278	97.4
千葉	23,257,963	23,099,304	99.3	1,646,641	1,646,641	100.0	8,031,802	7,739,070	96.4
東京都	225,988,722	223,401,066	98.9	8,122,868	8,122,874	100.0	51,277,918	50,259,215	98.0
神奈川県	38,947,941	38,928,369	99.9	2,557,896	2,557,913	100.0	18,659,821	18,238,546	97.7
新潟	9,030,636	9,004,341	99.7	630,471	630,471	100.0	2,203,651	2,108,174	95.7
富山	5,002,014	4,984,056	99.6	373,454	373,454	100.0	1,260,403	1,170,487	92.9
石川	6,556,592	6,511,203	99.3	331,271	331,271	100.0	1,663,759	1,457,792	87.6
福井	3,840,547	3,817,190	99.4	281,834	281,834	100.0	915,235	883,673	96.6
山梨	4,283,465	4,255,233	99.3	287,805	287,805	100.0	1,019,700	993,500	97.4
長野	9,067,507	9,027,130	99.6	607,674	607,674	100.0	1,856,140	1,784,326	96.1
岐阜	8,588,238	8,498,781	99.0	875,097	875,097	100.0	2,686,309	2,541,829	94.6
静岡県	16,637,517	16,572,086	99.6	1,318,433	1,318,433	100.0	5,722,301	5,546,088	96.9
愛知県	59,968,563	59,927,528	99.9	3,247,819	3,247,819	100.0	13,726,360	13,345,641	97.2
三重	7,940,513	7,902,983	99.5	818,932	818,932	100.0	2,178,176	2,138,579	98.2
滋賀	6,496,404	6,457,112	99.4	511,811	511,811	100.0	1,458,427	1,396,892	95.8
京都	11,124,721	11,058,610	99.4	978,179	978,179	100.0	3,979,407	3,887,246	97.7
大阪	69,373,143	69,028,441	99.5	4,036,148	4,036,148	100.0	15,236,767	14,857,679	97.5
兵庫県	22,010,883	21,888,867	99.4	2,274,374	2,274,374	100.0	7,175,131	6,959,333	97.0
奈良	3,352,369	3,328,353	99.3	633,512	633,512	100.0	1,312,673	1,285,380	97.9
和歌山	3,127,762	3,118,953	99.7	453,709	453,709	100.0	1,038,883	1,030,565	99.2
鳥取	1,973,471	1,969,930	99.8	205,812	205,812	100.0	461,973	446,059	96.6
島根	2,480,757	2,468,138	99.5	240,856	240,856	100.0	679,856	652,664	96.0
岡山	8,609,062	8,569,602	99.5	603,637	603,637	100.0	1,792,443	1,706,758	95.2
広島	15,076,338	15,008,181	99.5	1,031,478	1,031,478	100.0	3,980,327	3,859,460	97.0
山口	6,207,456	6,194,413	99.8	557,191	557,191	100.0	1,568,715	1,528,335	97.4
徳島	3,003,424	2,987,077	99.5	263,128	263,128	100.0	591,775	571,812	96.6
香川	5,521,670	5,493,681	99.5	426,300	426,300	100.0	870,960	844,209	96.9
愛媛	5,728,968	5,703,645	99.6	670,673	670,673	100.0	1,266,278	1,208,158	95.4
高知	2,362,534	2,356,356	99.7	438,463	438,463	100.0	830,888	819,596	98.6
福岡	24,062,748	23,873,830	99.2	1,216,312	1,216,312	100.0	6,783,731	6,576,102	96.9
佐賀	2,971,359	2,958,067	99.6	214,778	214,778	100.0	894,513	870,696	97.3
長崎	4,205,904	4,190,855	99.6	291,862	291,862	100.0	1,345,875	1,316,024	97.8
熊本	5,806,267	5,780,266	99.6	354,001	354,001	100.0	1,559,270	1,506,433	96.6
大分	4,414,995	4,378,754	99.2	254,774	254,774	100.0	1,018,925	977,549	95.9
宮崎	3,512,027	3,489,322	99.4	160,359	160,359	100.0	1,041,740	1,016,372	97.6
鹿児島	5,340,296	5,316,607	99.6	289,948	289,948	100.0	1,291,554	1,243,140	96.3
沖縄	4,797,007	4,793,249	99.9	250,587	250,587	100.0	1,520,707	1,490,857	98.0
合計	758,404,418	753,461,505	99.3	44,451,352	44,451,375	100.0	203,823,831	197,960,698	97.1

(単位:千円, %)

都道府県名	法人事業税			地方消費税譲渡割			地方消費税貨物割		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道	110,834,582	110,331,886	99.5	113,493,710	113,493,710	100.0	19,376,812	19,376,812	100.0
青森	23,749,023	23,727,629	99.9	23,383,706	23,383,706	100.0	1,636,535	1,636,535	100.0
岩手	27,272,330	27,243,573	99.9	22,711,544	22,711,544	100.0	65,273	65,273	100.0
宮城	75,140,031	75,057,821	99.9	55,769,342	55,769,342	100.0	10,509,788	10,509,788	100.0
秋田	17,571,947	17,538,579	99.8	15,331,240	15,331,240	100.0	1,352,519	1,352,519	100.0
山形	20,337,227	20,308,753	99.9	20,369,398	20,369,398	100.0	876,936	876,936	100.0
福島	59,927,118	59,725,846	99.7	38,878,702	38,878,702	100.0	1,354,249	1,354,249	100.0
茨城	76,454,098	76,249,795	99.7	51,491,719	51,491,719	100.0	16,342,074	16,342,074	100.0
栃木	55,138,440	55,057,295	99.9	35,003,047	35,003,047	100.0	338,963	338,963	100.0
群馬	64,358,798	64,289,309	99.9	40,640,206	40,640,206	100.0	179,767	179,767	100.0
埼玉	134,957,610	134,819,611	99.9	118,522,824	118,522,824	100.0	422,369	422,369	100.0
千葉	132,961,738	132,692,399	99.8	93,841,623	93,841,623	100.0	260,491,267	260,491,267	100.0
東京都	1,051,012,564	1,043,653,870	99.3	1,280,500,000	1,280,500,000	100.0	158,348,687	158,348,687	100.0
神奈川県	243,836,461	244,106,012	99.9	174,804,108	174,804,108	100.0	112,035,197	112,035,197	100.0
新潟	59,384,714	59,235,989	99.7	49,296,302	49,296,302	100.0	12,479,796	12,479,796	100.0
富山	29,066,887	29,036,798	99.9	30,419,449	30,419,449	100.0	1,911,169	1,911,169	100.0
石川	35,194,475	35,103,403	99.7	29,025,173	29,025,173	100.0	2,045,300	2,045,300	100.0
福井	27,318,802	27,285,512	99.9	18,927,610	18,927,610	100.0	843,246	843,246	100.0
山梨	23,485,871	23,412,523	99.7	13,194,953	13,194,953	100.0	134,452	134,452	100.0
長野	50,988,339	50,877,225	99.8	37,848,759	37,848,759	100.0	105,468	105,468	100.0
岐阜	49,338,313	49,118,642	99.6	45,994,141	45,994,141	100.0	215,986	215,986	100.0
静岡県	120,675,166	120,573,244	99.9	72,608,650	72,608,650	100.0	13,685,048	13,685,048	100.0
愛知県	340,612,102	340,751,644	100.0	190,445,555	190,445,555	100.0	89,970,357	89,970,357	100.0
三重	52,048,111	51,933,778	99.8	29,859,366	29,859,366	100.0	21,768,282	21,768,282	100.0
滋賀	40,212,424	40,126,969	99.8	19,696,245	19,696,245	100.0	131,546	131,546	100.0
京都	64,503,368	64,576,704	100.1	47,631,816	47,631,816	100.0	681,721	681,721	100.0
大阪	339,469,187	338,960,039	99.9	320,346,552	320,346,552	100.0	146,548,627	146,548,627	100.0
兵庫県	134,321,637	134,037,654	99.8	102,992,505	102,992,505	100.0	81,816,420	81,816,420	100.0
奈良	17,394,900	17,349,794	99.7	14,392,993	14,392,993	100.0	4,119	4,119	100.0
和歌山	17,303,177	17,296,216	100.0	15,248,592	15,248,592	100.0	3,678,719	3,678,719	100.0
鳥取	10,491,848	10,477,368	99.9	9,169,880	9,169,880	100.0	402,633	402,633	100.0
島根	15,143,125	15,111,563	99.8	12,100,447	12,100,447	100.0	663,420	663,420	100.0
岡山	46,640,842	46,588,288	99.9	40,539,394	40,539,394	100.0	18,717,849	18,717,849	100.0
広島	81,444,511	81,284,143	99.8	59,906,508	59,906,508	100.0	10,558,441	10,558,441	100.0
山口	36,633,776	36,619,848	100.0	28,100,638	28,100,638	100.0	18,321,393	18,321,393	100.0
徳島	17,418,146	17,334,980	99.5	10,805,450	10,805,450	100.0	1,353,409	1,353,409	100.0
香川	29,306,587	29,258,030	99.8	24,273,057	24,273,057	100.0	3,111,294	3,111,294	100.0
愛媛	32,407,270	32,366,200	99.9	22,109,206	22,109,206	100.0	8,108,273	8,108,273	100.0
高知	12,958,418	12,948,878	99.9	12,161,019	12,161,019	100.0	259,464	259,464	100.0
福岡	129,374,388	128,876,374	99.6	122,394,138	122,394,138	100.0	53,669,521	53,669,521	100.0
佐賀	17,082,926	17,058,796	99.9	14,087,258	14,087,258	100.0	1,085,859	1,085,859	100.0
長崎	22,104,223	22,068,482	99.8	19,558,587	19,558,587	100.0	3,266,096	3,266,096	100.0
熊本	29,625,284	29,568,377	99.8	21,977,237	21,977,237	100.0	700,840	700,840	100.0
大分	24,466,350	24,357,233	99.6	20,738,240	20,738,240	100.0	10,735,188	10,735,188	100.0
宮崎	20,150,830	20,092,378	99.7	17,397,352	17,397,352	100.0	448,990	448,990	100.0
鹿児島	28,880,022	28,846,423	99.9	26,440,659	26,440,659	100.0	3,418,028	3,418,028	100.0
沖縄	25,779,750	25,982,244	100.8	22,135,239	22,135,239	100.0	2,092,477	2,092,477	100.0
合計	4,074,777,736	4,063,318,118	99.7	3,606,564,139	3,606,564,139	100.0	1,096,263,867	1,096,263,867	100.0

(単位:千円, %)

都道府県名	不動産取得税			県たばこ税			ゴルフ場利用税		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道	16,718,353	15,706,714	93.9	7,640,850	7,640,850	100.0	1,612,115	1,607,811	99.7
青森	2,146,709	2,108,525	98.2	1,737,074	1,737,074	100.0	156,060	156,060	100.0
岩手	2,418,417	2,358,830	97.5	1,530,915	1,530,915	100.0	293,633	293,633	100.0
宮城	6,463,211	6,305,752	97.6	3,047,965	3,047,965	100.0	760,131	760,131	100.0
秋田	1,880,208	1,695,045	90.2	1,180,844	1,180,844	100.0	171,475	171,475	100.0
山形	2,293,160	2,253,288	98.3	1,186,143	1,186,143	100.0	127,912	127,912	100.0
福島	3,805,167	3,590,708	94.4	2,651,643	2,651,643	100.0	676,896	667,522	98.6
茨城	7,271,610	7,044,099	96.9	3,663,756	3,663,756	100.0	2,791,330	2,787,940	99.9
栃木	5,056,279	4,946,959	97.8	2,411,204	2,411,204	100.0	2,376,136	2,376,136	100.0
群馬	5,776,300	5,684,665	98.4	2,352,204	2,352,204	100.0	1,267,861	1,267,861	100.0
埼玉	20,457,741	20,018,453	97.9	7,860,393	7,860,393	100.0	2,240,214	2,240,214	100.0
千葉	18,384,393	17,443,755	94.9	6,884,757	6,884,757	100.0	4,484,438	4,484,438	100.0
東京都	83,418,849	81,656,106	97.9	17,245,558	17,243,970	100.0	652,332	652,332	100.0
神奈川県	30,882,169	28,957,663	93.8	9,424,633	9,424,633	100.0	1,577,401	1,577,401	100.0
新潟	5,078,829	4,926,538	97.0	2,542,528	2,542,528	100.0	581,627	577,725	99.3
富山	3,011,910	2,939,616	97.6	1,180,089	1,180,089	100.0	316,024	316,024	100.0
石川	2,914,371	2,761,587	94.8	1,350,919	1,350,919	100.0	563,322	563,322	100.0
福井	1,756,966	1,706,391	97.1	889,535	889,535	100.0	251,846	251,846	100.0
山梨	2,088,956	1,882,844	90.1	1,014,510	1,014,510	100.0	776,458	768,070	98.9
長野	4,868,707	4,721,074	97.0	2,191,934	2,191,934	100.0	898,284	888,959	99.0
岐阜	4,646,970	4,519,659	97.3	2,106,862	2,106,862	100.0	1,813,141	1,811,279	99.9
静岡県	11,795,696	11,489,775	97.4	4,140,760	4,140,760	100.0	2,597,024	2,597,024	100.0
愛知県	23,913,052	23,223,973	97.1	8,492,871	8,492,871	100.0	1,541,576	1,541,576	100.0
三重	4,802,119	4,716,154	98.2	2,054,544	2,054,544	100.0	1,772,587	1,772,587	100.0
滋賀	4,234,806	3,681,423	86.9	1,520,179	1,520,179	100.0	1,069,457	1,061,636	99.3
京都	8,328,303	7,824,016	93.9	2,707,236	2,707,236	100.0	796,376	796,446	100.0
大阪	43,304,980	38,483,626	88.9	11,963,856	11,963,855	100.0	1,481,764	1,471,332	99.3
兵庫県	17,437,345	16,876,861	96.8	5,639,918	5,639,918	100.0	3,677,669	3,677,669	100.0
奈良	2,347,326	2,108,309	89.8	1,235,769	1,235,769	100.0	881,694	881,694	100.0
和歌山	2,053,804	1,932,568	94.1	1,129,861	1,129,861	100.0	358,314	358,314	100.0
鳥取	1,278,920	1,214,999	95.0	630,544	630,544	100.0	97,114	97,114	100.0
島根	1,231,685	1,199,448	97.4	689,008	689,008	100.0	130,374	129,810	99.6
岡山	5,199,903	5,123,195	98.5	2,116,283	2,116,283	100.0	714,906	712,402	99.6
広島	8,378,753	7,851,872	93.7	3,067,588	3,067,588	100.0	739,778	739,778	100.0
山口	2,598,448	2,557,841	98.4	1,540,433	1,540,433	100.0	505,347	505,347	100.0
徳島	1,796,101	1,751,968	97.5	852,787	852,787	100.0	265,915	265,915	100.0
香川	2,362,810	2,287,381	96.8	1,124,744	1,124,744	100.0	361,924	361,924	100.0
愛媛	3,498,558	3,373,027	96.4	1,509,820	1,509,820	100.0	352,971	352,971	100.0
高知	1,334,323	1,309,654	98.2	868,684	868,683	100.0	245,676	245,676	100.0
福岡	16,521,273	15,836,318	95.9	6,372,730	6,372,730	100.0	1,012,868	1,004,348	99.2
佐賀	1,819,605	1,781,666	97.9	1,046,871	1,046,871	100.0	281,934	281,934	100.0
長崎	2,211,037	2,150,047	97.2	1,616,148	1,616,148	100.0	293,750	293,750	100.0
熊本	3,356,713	3,198,455	95.3	2,121,869	2,121,869	100.0	495,497	487,122	98.3
大分	2,823,251	2,776,109	98.3	1,371,729	1,371,729	100.0	338,510	338,510	100.0
宮崎	2,325,839	2,278,169	98.0	1,320,150	1,320,150	100.0	452,456	452,456	100.0
鹿児島	4,036,976	3,892,286	96.4	1,873,492	1,873,492	100.0	397,424	397,042	99.9
沖縄	4,685,109	4,569,944	97.5	1,800,459	1,800,459	100.0	767,884	767,884	100.0
合計	415,016,009	396,717,355	95.6	148,902,648	148,901,058	100.0	46,019,425	45,940,351	99.8

(単位:千円, %)

都道府県名	自動車税			鉱区税			固定資産税		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道	77,742,853	76,268,344	98.1	32,935	32,097	97.5	921,106	921,106	100.0
青森	16,716,720	16,560,158	99.1	2,904	2,904	100.0	222,725	222,725	100.0
岩手	17,798,407	17,692,246	99.4	18,484	17,217	93.1	0	0	0.0
宮城	33,229,075	32,941,502	99.1	2,914	2,914	100.0	0	0	0.0
秋田	13,775,482	13,671,681	99.2	15,946	15,214	95.4	0	0	0.0
山形	16,103,136	15,985,394	99.3	3,258	3,258	100.0	0	0	0.0
福島	31,048,301	30,537,072	98.4	11,208	10,984	98.0	1,331,626	1,331,626	100.0
茨城	51,304,215	50,159,438	97.8	4,323	3,770	87.2	0	0	0.0
栃木	35,185,748	34,936,535	99.3	7,393	7,305	98.8	0	0	0.0
群馬	34,403,054	34,076,243	99.1	1,743	1,743	100.0	0	0	0.0
埼玉	86,131,979	85,099,781	98.8	4,933	4,933	100.0	0	0	0.0
千葉	76,272,690	74,471,879	97.6	41,224	41,224	100.0	0	0	0.0
東京都	105,615,334	104,648,409	99.1	2,119	2,119	100.0	0	0	0.0
神奈川県	92,534,812	91,533,698	98.9	1	1	100.0	0	0	0.0
新潟	31,744,054	31,666,129	99.8	49,621	49,620	100.0	0	0	0.0
富山	17,041,148	16,902,873	99.2	1,173	592	50.5	0	0	0.0
石川	17,683,792	17,400,181	98.4	514	514	100.0	0	0	0.0
福井	12,087,316	11,946,484	98.8	1,886	1,886	100.0	0	0	0.0
山梨	12,993,691	12,837,768	98.8	243	243	100.0	0	0	0.0
長野	32,123,971	31,819,458	99.1	2,661	2,661	100.0	0	0	0.0
岐阜	32,298,680	31,673,505	98.1	18,949	15,036	79.3	0	0	0.0
静岡県	54,543,464	53,853,548	98.7	3,909	3,909	100.0	0	0	0.0
愛知県	115,535,419	114,315,415	98.9	2,687	2,687	100.0	317,330	317,330	100.0
三重	27,531,093	27,330,633	99.3	2,914	2,914	100.0	0	0	0.0
滋賀	18,150,227	17,897,326	98.6	7,156	7,156	100.0	0	0	0.0
京都	25,573,004	24,997,281	97.7	666	632	94.9	0	0	0.0
大阪	79,023,520	77,573,872	98.2	40	40	100.0	0	0	0.0
兵庫	62,119,596	61,059,852	98.3	8,741	8,741	100.0	0	0	0.0
奈良	15,625,510	15,249,983	97.6	820	820	100.0	0	0	0.0
和歌山	11,196,255	11,115,116	99.3	94	94	100.0	0	0	0.0
鳥取	6,948,210	6,921,518	99.6	727	727	100.0	0	0	0.0
島根	8,101,493	8,042,852	99.3	1,235	1,235	100.0	0	0	0.0
岡山	25,637,587	25,396,210	99.1	10,828	10,761	99.4	0	0	0.0
広島	33,286,623	32,997,383	99.1	4,660	4,660	100.0	0	0	0.0
山口	17,825,122	17,719,499	99.4	9,121	9,121	100.0	0	0	0.0
徳島	10,215,709	10,113,429	99.0	1,312	1,312	100.0	0	0	0.0
香川	13,205,433	12,991,079	98.4	12	12	100.0	0	0	0.0
愛媛	15,784,980	15,570,262	98.6	3,296	3,296	100.0	0	0	0.0
高知	7,917,131	7,739,998	97.8	6,692	6,692	100.0	0	0	0.0
福岡	59,250,103	58,568,098	98.8	7,510	4,953	66.0	0	0	0.0
佐賀	10,239,826	10,167,843	99.3	232	232	100.0	0	0	0.0
長崎	12,859,164	12,781,940	99.4	3,877	3,774	97.3	0	0	0.0
熊本	21,551,524	21,321,340	98.9	9,919	8,407	84.8	0	0	0.0
大分	14,254,857	14,099,973	98.9	10,873	10,728	98.7	0	0	0.0
宮崎	13,144,477	13,067,050	99.4	5,800	5,800	100.0	0	0	0.0
鹿児島	17,964,074	17,672,422	98.4	11,300	8,965	79.3	0	0	0.0
沖縄	13,727,204	13,534,232	98.6	8,147	7,546	92.6	0	0	0.0
合計	1,555,046,063	1,534,926,933	98.7	347,000	331,450	95.5	2,792,787	2,792,787	100.0

(単位:千円, %)

都道府県名	法定外普通税			自動車取得税			軽油引取税		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道	899,960	899,960	100.0	7,373,599	7,372,458	100.0	59,199,695	58,296,067	98.5
青森	19,707,633	19,707,633	100.0	1,604,074	1,603,854	100.0	13,486,823	13,483,829	100.0
岩手	0	0	0.0	1,690,499	1,690,499	100.0	17,963,972	17,617,162	98.1
宮城	0	0	0.0	2,917,199	2,917,133	100.0	28,921,368	28,771,856	99.5
秋田	0	0	0.0	1,368,733	1,368,733	100.0	8,724,320	8,724,320	100.0
山形	0	0	0.0	1,436,331	1,436,331	100.0	9,754,737	9,752,625	100.0
福島	0	0	0.0	2,616,473	2,616,473	100.0	24,318,123	24,231,410	99.6
茨城	1,214,895	1,214,895	100.0	3,694,935	3,694,935	100.0	31,991,341	31,909,005	99.7
栃木	0	0	0.0	2,633,035	2,633,035	100.0	21,730,895	21,724,199	99.9
群馬	0	0	0.0	2,891,858	2,891,858	100.0	16,643,266	16,643,266	100.0
埼玉	0	0	0.0	7,865,347	7,865,347	100.0	48,332,874	48,126,026	99.6
千葉	0	0	0.0	6,100,889	6,086,454	99.8	39,955,651	39,948,282	100.0
東京都	0	0	0.0	14,348,448	14,347,887	100.0	42,153,129	40,773,818	96.7
神奈川県	0	0	0.0	9,647,663	9,648,489	99.9	41,311,222	39,552,481	95.7
新潟	3,209,844	3,209,844	100.0	2,776,853	2,776,853	100.0	22,784,664	22,719,583	99.7
富山	0	0	0.0	1,353,994	1,353,994	100.0	11,089,585	10,687,704	96.4
石川	770,452	770,452	100.0	1,541,475	1,541,773	100.0	10,180,248	10,117,625	99.4
福井	6,620,610	6,620,610	100.0	1,053,776	1,053,776	100.0	7,664,593	7,663,605	100.0
山梨	0	0	0.0	1,038,584	1,038,584	100.0	7,157,000	7,157,000	100.0
長野	0	0	0.0	3,006,106	3,006,106	100.0	17,479,882	17,479,501	100.0
岐阜	0	0	0.0	2,886,650	2,886,603	100.0	16,729,481	16,543,067	98.9
静岡県	1,240,416	1,240,416	100.0	4,759,996	4,759,996	100.0	36,814,144	36,811,849	100.0
愛知県	0	0	0.0	12,199,610	12,199,322	100.0	59,879,505	58,540,869	97.8
三重	0	0	0.0	2,569,872	2,569,872	100.0	21,370,296	21,075,618	98.6
滋賀	0	0	0.0	1,717,917	1,717,807	100.0	12,463,788	12,020,174	96.4
京都	0	0	0.0	2,759,084	2,758,926	100.0	14,095,402	13,835,419	98.2
大阪	0	0	0.0	8,760,574	8,759,743	100.0	47,295,238	46,647,090	98.6
兵庫県	0	0	0.0	5,973,543	5,973,543	100.0	37,657,993	37,556,105	99.7
奈良	0	0	0.0	1,337,314	1,337,314	100.0	6,878,507	6,571,376	95.5
和歌山	0	0	0.0	1,017,157	1,017,157	100.0	6,226,570	5,740,229	92.2
鳥取	0	0	0.0	611,233	611,233	100.0	4,855,618	4,855,618	100.0
島根	627,350	627,350	100.0	717,242	717,242	100.0	5,121,526	5,121,062	100.0
岡山	0	0	0.0	2,195,095	2,195,095	100.0	18,567,017	18,246,295	98.3
広島	0	0	0.0	3,125,318	3,125,318	100.0	23,514,736	22,993,122	97.8
山口	0	0	0.0	1,640,319	1,640,319	100.0	13,856,139	13,562,834	97.9
徳島	0	0	0.0	737,364	737,364	100.0	5,765,028	5,761,516	99.9
香川	0	0	0.0	998,209	998,209	100.0	9,467,496	9,437,259	99.7
愛媛	1,463,265	1,463,265	100.0	1,252,329	1,252,329	100.0	10,143,377	10,143,377	100.0
高知	0	0	0.0	645,302	645,302	100.0	4,782,388	4,744,141	99.2
福岡	0	0	0.0	5,335,171	5,335,171	100.0	39,264,775	38,480,465	98.0
佐賀	1,866,864	1,866,864	100.0	745,798	745,798	100.0	9,307,736	9,195,384	98.8
長崎	0	0	0.0	1,013,790	1,013,790	100.0	7,257,992	7,184,853	99.0
熊本	0	0	0.0	1,772,335	1,772,335	100.0	14,514,008	14,514,008	100.0
大分	0	0	0.0	1,084,307	1,084,307	100.0	8,864,208	8,842,979	99.8
宮崎	0	0	0.0	985,679	985,679	100.0	9,265,620	9,209,625	99.4
鹿児島	1,216,841	1,216,841	100.0	1,312,014	1,312,014	100.0	12,555,849	12,554,998	100.0
沖縄	1,049,328	1,049,328	100.0	963,247	963,247	100.0	7,624,033	7,588,894	99.5
合計	39,887,458	39,887,458	100.0	146,076,340	146,059,607	100.0	944,981,858	933,157,590	98.7

(単位:千円, %)

都道府県名	狩 獵 税			法定外目的税			旧法による税		
	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率	調定額	収入額	収入率
北海道	52,393	52,393	100.0	772,221	768,435	99.5	1,115	400	35.9
青森	6,398	6,398	100.0	97,210	97,210	100.0	0	0	0.0
岩手	14,586	14,586	100.0	76,099	76,099	100.0	0	0	0.0
宮城	13,518	13,518	100.0	465,943	465,943	100.0	274	120	43.8
秋田	4,272	4,272	100.0	199,132	199,132	100.0	2,934	340	11.6
山形	6,120	6,120	100.0	160,827	160,827	100.0	0	0	0.0
福島	16,784	16,784	100.0	468,812	468,812	100.0	0	0	0.0
茨城	44,286	44,286	100.0	0	0	0.0	4,598	630	13.7
栃木	27,740	27,740	100.0	0	0	0.0	155	0	0.0
群馬	23,876	23,876	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
埼玉	21,694	21,694	100.0	0	0	0.0	112	10	8.9
千葉	33,925	33,925	100.0	0	0	0.0	3,719	3,151	84.7
東京都	4,126	4,126	100.0	2,216,766	2,216,766	100.0	174	0	0.0
神奈川県	16,570	16,570	100.0	0	0	0.0	232,086	672	0.3
新潟	13,451	13,451	100.0	134,157	134,157	100.0	0	0	0.0
富山	6,853	6,853	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
石川	11,416	11,416	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
福井	12,602	12,602	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
山梨	16,826	16,826	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
長野	0	0	0.0	25,843	25,843	100.0	0	0	0.0
岐阜	22,279	22,279	100.0	13,735	13,735	100.0	96,357	2,529	2.6
静岡県	41,916	41,916	100.0	0	0	0.0	86,204	800	0.9
愛知県	13,454	13,454	100.0	604,631	604,631	100.0	5,717	16	0.3
三重	23,950	23,950	100.0	531,037	531,037	100.0	0	0	0.0
滋賀	13,473	13,473	100.0	26,571	26,571	100.0	741	434	58.6
京都	19,980	19,980	100.0	53,355	53,355	100.0	4,188	161	3.8
大阪	7,877	7,877	100.0	88,037	88,037	100.0	656,276	20,953	3.2
兵庫県	38,077	38,077	100.0	0	0	0.0	3,886	0	0.0
奈良	11,655	11,655	100.0	140,851	140,851	100.0	657	0	0.0
和歌山	15,919	15,919	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
鳥取	6,689	6,689	100.0	11,708	11,708	100.0	3,025	0	0.0
島根	13,022	13,022	100.0	254,087	253,917	99.9	0	0	0.0
岡山	20,048	20,048	100.0	488,480	452,123	92.6	0	0	0.0
広島	25,066	25,066	100.0	487,565	487,565	100.0	0	0	0.0
山口	14,476	14,476	100.0	243,475	240,700	98.9	0	0	0.0
徳島	16,596	16,596	100.0	0	0	0.0	749	243	32.4
香川	5,868	5,868	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
愛媛	27,351	27,351	100.0	213,054	213,054	100.0	0	0	0.0
高知	23,667	23,667	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
福岡	20,326	20,326	100.0	171,209	171,209	100.0	0	0	0.0
佐賀	9,032	9,032	100.0	84,206	84,206	100.0	861	561	65.2
長崎	8,693	8,693	100.0	65,986	65,986	100.0	0	0	0.0
熊本	21,698	21,698	100.0	134,101	134,101	100.0	4,615	96	2.1
大分	28,664	28,664	100.0	651,224	343,846	52.8	0	0	0.0
宮崎	27,976	27,976	100.0	241,236	241,236	100.0	0	0	0.0
鹿児島	28,025	28,025	100.0	153,920	153,920	100.0	1,115	0	0.0
沖縄	2,016	2,016	100.0	31,347	31,347	100.0	495	269	54.3
合計	855,229	855,229	100.0	9,306,826	8,956,360	96.2	1,110,053	31,385	2.8

## 6 県税調定収入額の推移

年 度	最 終 予 算 額	調 定 額	収 入 額	過 誤 納 額
21	83,071,984	97,747,816	96,523,732	51,053
22	519,127,352	574,606,817	558,531,280	441,786
23	1,465,722,126	1,645,722,208	1,537,402,992	2,829,122
24	2,259,864,001	2,552,070,622	2,307,041,548	4,986,849
25	1,242,360,225	1,923,016,915	1,395,357,884	2,339,372
26	2,422,285,431	2,960,437,340	2,624,507,962	2,884,409
27	2,494,956,685	2,937,325,173	2,558,489,677	2,052,028
28	3,230,026,006	3,734,238,221	3,325,421,841	2,436,581
29	3,118,241,009	3,588,829,611	3,133,301,363	11,384,071
30	2,970,171,020	3,431,611,328	2,978,129,158	8,584,977
31	3,395,210,822	4,017,562,123	3,603,551,351	4,175,668
32	4,328,783,800	5,051,024,436	4,563,487,050	3,806,277
33	4,860,817,500	5,343,234,279	4,935,237,934	3,937,888
34	5,005,542,200	5,599,995,639	5,242,429,717	3,483,894
35	6,555,256,000	7,482,565,783	7,087,064,791	1,879,579
36	8,610,803,000	9,694,124,534	9,165,448,955	3,749,075
37	11,165,650,000	12,381,619,392	11,474,383,761	11,741,085
38	13,483,261,000	14,687,045,255	13,642,335,136	2,562,395
39	16,690,961,000	18,068,947,692	16,875,242,599	997,837
40	18,617,839,000	20,036,391,725	18,880,873,479	1,351,274
41	20,713,460,000	23,746,769,075	22,404,095,731	1,790,885
42	25,533,587,000	29,238,594,539	27,392,532,342	1,502,251
43	32,502,876,000	37,193,351,112	35,168,176,044	392,176
44	41,300,921,000	44,464,413,374	41,864,910,054	86,510
45	49,017,915,000	53,873,688,161	50,842,339,777	90,484
46	54,890,462,000	59,125,087,765	55,966,879,578	170,016
47	64,564,687,000	67,515,029,554	63,608,685,783	127,160
48	82,588,906,000	92,315,997,561	85,277,757,263	605,169
49	106,977,700,000	115,152,525,620	107,119,541,432	564,027
50	101,412,813,000	103,283,417,783	97,206,462,737	211,153

(単位：円，%)

不納欠損額	収入未済額	調定に対する	予算に対する	対前年比率	
		収入率	収入率	調定	収入
2,428	1,272,709	98.7	116.2	—	—
37,033	16,480,290	97.2	107.6	587.8	578.6
232,101	110,916,237	93.4	104.9	286.4	275.3
1,824,999	248,190,924	90.4	102.1	155.1	150.1
112,365,292	417,633,111	72.6	112.3	75.4	60.5
3,767,475	335,046,312	88.7	108.3	153.9	188.1
5,474,232	375,413,292	87.1	102.5	99.2	97.5
15,668,556	395,584,405	89.1	103.0	127.1	130.0
16,925,895	449,986,424	87.3	100.5	96.1	94.2
86,727,079	375,340,068	86.8	100.3	95.6	95.0
70,199,689	347,986,751	89.7	106.1	117.1	121.0
50,207,967	441,135,696	90.3	105.4	125.7	126.6
39,391,879	372,542,354	92.4	101.5	105.8	108.1
26,691,937	334,357,879	93.6	104.7	104.8	106.2
25,156,852	372,223,719	94.7	108.1	133.6	135.2
22,521,201	509,903,453	94.5	106.4	129.6	129.3
21,175,905	897,800,811	92.7	102.8	127.7	125.2
15,723,234	1,031,549,280	92.9	101.2	118.6	118.9
11,286,032	1,183,416,898	93.4	101.1	123.0	123.7
12,644,891	1,144,224,629	94.2	101.4	110.9	111.9
11,522,731	1,332,941,498	94.3	108.2	118.5	118.7
17,811,371	1,829,753,077	93.7	107.3	123.1	122.3
16,119,795	2,009,447,449	94.6	108.2	127.2	128.4
14,552,768	2,585,037,062	94.2	101.4	119.5	119.0
20,130,070	3,011,308,798	94.4	103.7	121.2	121.4
22,805,780	3,135,572,423	94.7	102.0	109.7	110.1
32,777,392	3,873,693,539	94.2	98.5	114.2	113.7
43,297,443	6,995,548,024	92.4	103.3	136.7	134.1
43,335,729	7,990,212,486	93.0	100.1	124.7	125.6
45,939,471	6,031,226,728	94.1	95.9	89.7	90.7

年 度	最 終 予 算 額	調 定 額	収 入 額	過 誤 納 額
51	114,819,000,000	113,004,053,547	103,866,798,095	1,270,968
52	126,563,292,000	126,213,157,993	116,906,845,877	367,948
53	121,769,019,000	135,619,576,437	124,196,399,293	99,157
54	142,995,000,000	160,442,250,259	147,537,375,521	87,792
55	160,003,251,000	177,909,121,188	163,582,156,726	248,393
56	176,793,734,000	194,735,314,615	179,383,945,880	322,373
57	186,717,000,000	202,741,298,276	187,445,294,954	795,359
58	187,156,000,000	207,598,149,863	192,053,764,638	77,771
59	201,508,000,000	218,188,048,332	203,961,867,814	21,215
60	218,731,000,000	235,001,879,379	219,397,701,236	28,325
61	218,903,000,000	238,768,696,451	222,052,442,127	11,772
62	235,173,000,000	255,692,850,330	238,064,979,999	8,433
63	273,600,000,000	291,358,317,274	273,637,564,143	—
元	292,991,000,000	313,233,507,138	294,830,246,474	—
2	313,446,000,000	333,007,937,098	313,855,640,113	—
3	330,621,000,000	348,996,353,323	330,401,449,077	—
4	307,953,000,000	332,655,334,891	312,076,479,730	—
5	291,342,000,000	315,339,475,115	292,967,332,053	—
6	284,188,000,000	310,799,277,284	287,343,920,640	—
7	297,277,000,000	313,142,518,395	301,400,974,686	—
8	301,996,000,000	315,487,448,044	303,044,833,213	—
9	301,378,000,000	316,009,963,391	303,536,035,556	—
10	299,181,000,000	312,913,370,809	301,028,610,537	—
11	286,924,000,000	302,077,425,968	290,354,596,613	—
12	315,567,000,000	330,862,591,279	319,129,740,194	—
13	306,558,000,000	319,114,538,299	307,361,094,504	—
14	268,096,000,000	281,072,309,596	270,083,123,490	—
15	269,633,000,000	281,939,282,839	271,064,203,186	—
16	279,065,000,000	292,891,886,111	282,857,040,001	—
17	306,269,000,000	316,979,971,292	307,543,227,105	—

(単位：円，%)

不納欠損額	収入未済額	調定に対する	予算に対する	対前年比率	
		収入率	収入率	調定	収入
56,164,457	9,082,361,963	91.9	90.5	109.4	106.9
62,296,123	9,244,383,941	92.6	92.4	111.7	112.6
109,662,727	11,313,613,574	91.6	102.0	107.5	106.2
85,200,263	12,819,762,267	92.0	103.2	118.3	118.8
115,833,555	14,211,379,300	91.9	102.2	110.9	110.9
214,876,729	15,136,814,379	92.1	101.5	109.5	109.7
142,031,874	15,154,766,807	92.5	100.4	104.1	104.5
209,286,875	15,335,176,121	92.5	102.6	102.4	102.5
223,790,474	14,002,411,259	93.5	101.2	105.1	106.2
285,298,570	15,318,907,898	93.4	100.3	107.7	107.6
333,575,883	16,382,690,213	93.0	101.4	101.6	101.2
560,197,966	17,067,680,798	93.1	101.2	107.1	107.2
433,985,669	17,286,767,462	93.9	100.0	113.9	114.9
521,011,847	17,882,248,817	94.1	100.6	107.5	107.7
418,042,052	18,734,254,933	94.2	100.1	106.3	106.5
361,470,798	18,233,433,448	94.7	99.9	104.8	105.3
459,516,375	20,119,338,786	93.8	101.3	95.3	94.5
542,203,317	21,829,939,745	92.9	100.6	94.8	93.9
440,400,431	23,014,956,213	92.5	101.1	98.6	98.1
502,315,842	11,239,227,867	96.3	101.4	100.8	104.9
684,851,151	11,757,763,680	96.1	100.3	100.7	100.5
802,226,040	11,671,701,795	96.1	100.7	100.2	100.2
511,538,123	11,373,222,149	96.2	100.6	99.0	99.2
1,408,540,325	10,314,289,030	96.1	101.2	96.5	96.5
741,606,002	10,991,245,083	96.5	101.1	109.5	109.9
1,713,426,214	10,040,017,581	96.3	100.3	96.4	96.3
1,039,674,395	9,949,511,711	96.1	100.7	88.1	87.9
834,989,376	10,040,090,277	96.1	100.5	100.3	100.4
974,089,590	9,060,756,520	96.6	101.4	103.9	104.4
809,250,870	8,627,493,317	97.0	100.4	108.2	108.7

年 度	最 終 予 算 額	調 定 額	収 入 額	過 誤 納 額
18	330,237,000,000	341,709,512,855	332,924,166,488	—
19	375,557,000,000	384,912,111,125	374,870,256,869	—
20	361,041,030,000	376,316,219,262	366,113,415,832	—
21	294,463,030,000	309,337,630,925	298,629,315,257	—
22	274,529,030,000	291,096,586,273	280,976,234,501	—
23	273,504,010,000	284,927,009,382	275,185,982,227	—
24	277,615,000,000	289,889,896,010	280,410,268,926	—
25	289,648,000,000	299,994,165,019	291,147,225,690	—
26	301,688,000,000	310,725,848,824	302,820,322,949	—
27	341,917,040,000	350,182,714,878	343,173,757,380	—
28	343,618,040,000	354,368,906,570	348,071,866,815	—

(単位：円，%)

不納欠損額	収入未済額	調定に対する 収入率	予算に対する 収入率	対前年比率	
				調定	収入
735,289,006	8,050,057,361	97.4	100.8	107.8	108.3
790,044,145	9,251,810,111	97.4	99.8	112.6	112.6
645,393,690	9,557,409,740	97.3	101.4	97.8	97.7
567,707,783	10,140,607,885	96.5	101.4	82.2	81.6
577,986,492	9,542,365,280	96.5	102.3	94.1	94.1
617,561,751	9,123,465,404	96.6	100.6	97.9	97.9
930,311,415	8,549,315,669	96.7	101.0	101.7	101.9
774,795,834	8,072,143,495	97.1	100.5	103.5	103.8
752,429,178	7,153,096,697	97.5	100.4	103.6	104.0
665,523,273	6,343,434,225	98.0	100.4	112.7	113.3
517,897,237	5,779,142,518	98.2	101.3	101.2	101.4

---

---

平成 29 年 10 月発行

**広島県税務統計要覧**

(平成 29 年度版) 第 61 号

編集兼発行 広島県総務局税務課

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電話 (082)513-2321

---

---